# 令和６年度税制改正に関する経済産業省要望

# 【　概　要　】

令和５年８月

経 済 産 業 省

# 目　次

Ⅰ．世界に伍して競争できる投資支援と構造的・持続的な賃上げの実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ．スタートアップ・エコシステムの更なる強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

Ⅲ．中小企業・小規模事業者の事業承継・成長支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

Ⅳ．経済のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

Ⅴ．GXの実現に向けた、強靱なサプライチェーンの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

Ⅵ．制度整備・改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

Ⅶ．新設・延長・拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

Ⅷ．共同要望（他省庁主管）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

# Ⅰ．世界に伍して競争できる投資支援と構造的・持続的な賃上げの実現

# 戦略物資生産基盤税制の創設（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

新設

- 世界各国で、GX、DX等の戦略分野への投資拡大に向けた政策競争が激化する中、我が国においても、**“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として**、中長期的な経済成長を牽引する**GX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産**等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、**生産活動に応じて、事業投資全体に対する支援**を行うため、**戦略物資生産基盤税制を創設**する。

現行制度

**投資減税等**

○対象物資の製造に必要な設備について、その導入費用の一部を税額控除

（例）CN税制　等

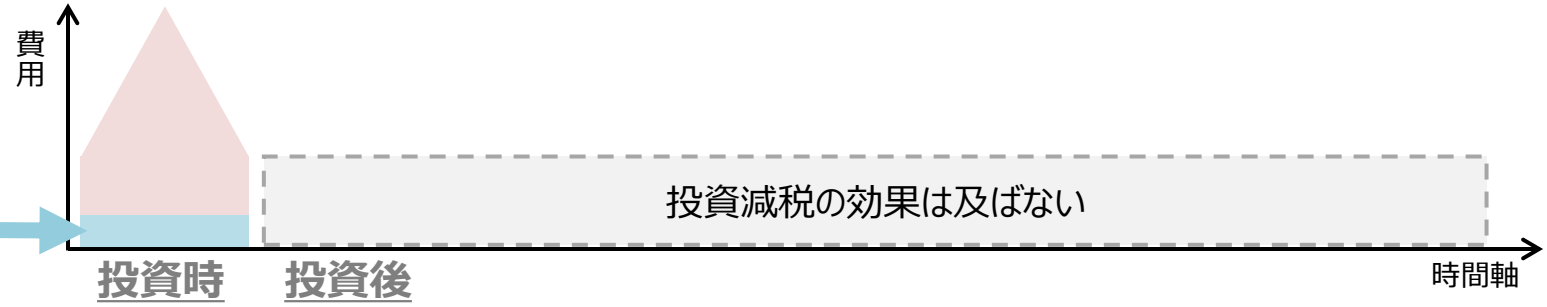


（参考）諸外国の例：米国（インフレ削減法（Inflation Reduction Act））

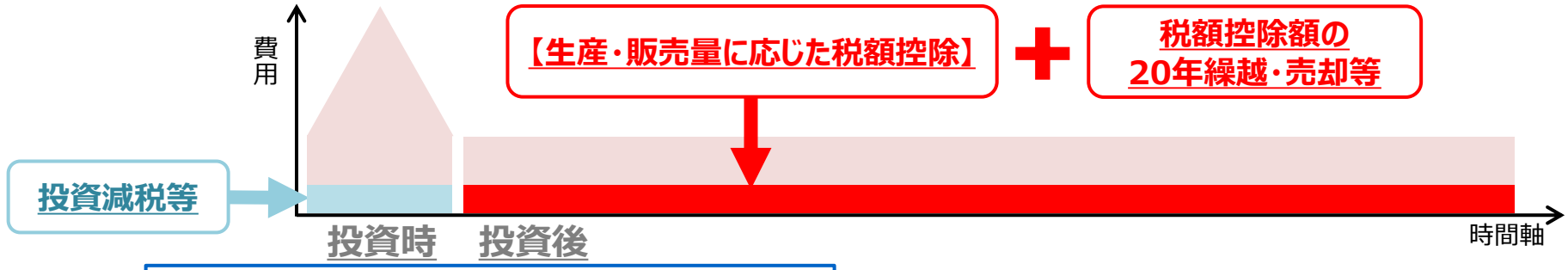


初期投資に対する減税と生産・販売量に応じた減税の併用は不可

要望内容

○戦略物資の生産・販売量に応じた税額控除を措置　○長期にわたる適用期間の措置　○税額控除の繰越制度を措置

# （参考）米国のインフレ削減法による投資支援の例

- 米国のインフレ削減法により、再エネや原子力発電、クリーン水素等への支援といった**気候変動対策やエネルギー安全保障に対して、10年間に、国による総額約50兆円程度の支援策を講ずることが決定**された。

## クリーンエネルギー関連の製造業への支援（税額控除･補助金･融資：約400億$（約5.6兆円））

- クリーン自動車製造の新たな設備建設に対する融資、既存設備のクリーン自動車製造設備への転換に対する補助金
- 蓄電池、太陽光パネル、風力タービン等の生産・販売量に応じた税額控除
- 再エネ発電設備、 CCUS 、電気自動車、燃料電池車等の製造設備投資に対する税額控除

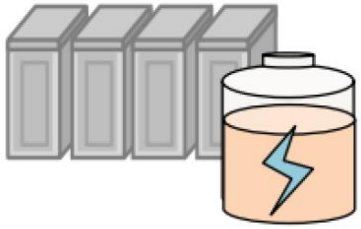

蓄電池

電気自動車

## 多排出産業への支援（補助金･政府調達：約90億$（約1.3兆円））

- 電化、低炭素燃料、炭素回収等の先端技術を活用した製造設備の導入に対する補助金
- 米国政府の調達で、製造時のCO2 排出量が産業平均よりも低い製品を優先

鉄鋼業（電炉）

第３回GX実行会議（2022年10月26日）資料を基に作成
※１ドル＝約140円で計算

# 国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設（法人税・法人住民税）

新設

- **イノベーションボックス税制**は、研究開発の成果として生まれた**アウトプットに着目**し、**特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用**する制度。
- 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境の整備を図ることにより、**研究開発拠点としての立地競争力を向上**し、ソフトウェアをはじめとする知的財産の創出において、民間の**無形資産投資を後押し**する観点から、新たにイノベーションボックス税制を創設する。

要望内容　○イノベーションボックス税制の創設

**＜税額の算出イメージ＞**

**税額＝制度対象所得×優遇税率**

**制度対象所得＝　知財から生じる全所得　×　知財開発のための適格支出 / 知財開発のための支出総額**

**①対象となる知的財産の範囲**

- **特許権**
- **著作権で保護されたソフトウェア**
- **その他**

**②対象となる所得の範囲**

- 対象知財の**ライセンス所得**
- 対象知財の**譲渡所得**
- 対象知財を組み込んだ**製品の売却益**

**③適格支出の条件**

- 対象とする知財を生み出すための研究開発は、**「国内で」「自ら」行うことが原則**

**（OECD･BEPSルール：2015年）**

- イノベーションボックス税制の大まかな枠組みを示したもので、企業が、**“国内で自ら”**研究開発を行うことで取得した知的財産から生じる所得のみをイノベーションボックス税制の対象としなければならない

# （参考１）各国の研究開発税制・イノベーションボックス税制の導入状況

- ヨーロッパで導入が進んだイノベーションボックス税制の考え方は、**近年アジアにおいて広がり**を見せている。

| ※国名の隣はイノベーションボックス税制が導入された時点を記載 | 研究開発税制 | イノベーションボックス税制 | | | | 法人税率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 控除率 | 対象資産 | | | 税率 | |
| | | 特許 | ソフトウェア | その他 | | |
| フランス（2001） | 5% | ○ | ○ | - | 10% | 25.0% |
| ベルギー（2007） | 加速償却 | ○ | ○ | - | 3.75% | 25.0% |
| オランダ（2007） | 16% | ○ | ○ | ○ | 9% | 25.8% |
| 中国（2008） | 175%損金算入 | ○ | - | - | 15% | 25.0% |
| スイス（2011） | 150%損金算入 | ○ | ○ | - | 最大90%減税 | 14.87% |
| イギリス（2013） | 13% | ○ | - | - | 10% | 25.0% |
| 韓国※（2014） | 2% or 増加分25% | ○ | - | ○ | 7.5or18.75% | 25.0% |
| イタリア（2015） | 25% | ○ | ○ | - | 13.91% | 24.0% |
| アイルランド（2016） | 25% | ○ | ○ | ○ | 6.25% | 12.5% |
| インド（2017） | 100%加重控除 | ○ | - | - | 10% | 25.17% |
| イスラエル（2017） | 100%損金算入 | ○ | - | - | 6or12% | 23% |
| シンガポール（2018） | 200%損金算入 | ○ | ○ | - | 5or10% | 17% |
| 香港（2024目標） | 200%損金算入 | 検討中 | | | | 16.5% |
| オーストラリア（検討中） | 18.5% | ○ | - | - | 17% | 30% |

※韓国のイノベーションボックス税制は中小企業を対象とした制度

※米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在

出典：Tax Foundation（2021）Patent Box Regimes in Europe、OECD「Intellectual Property Regimes」、各国ホームページ等より作成

# （参考２）日本企業の海外への研究開発投資額及びクロスボーダーM&Aの推移

- 過去10年で**海外への研究開発投資は２倍に増加**。また、M&Aによる**海外企業買収は増加傾向**。
- M&Aの結果、**研究開発拠点を複数の国で持つ事例が増加**。企業が積極的にグローバル展開を進める中で、**中核となる技術が海外に流出することを防ぐためにも本税制の創設が必要**。

## 海外への研究開発投資額の推移（製造業）

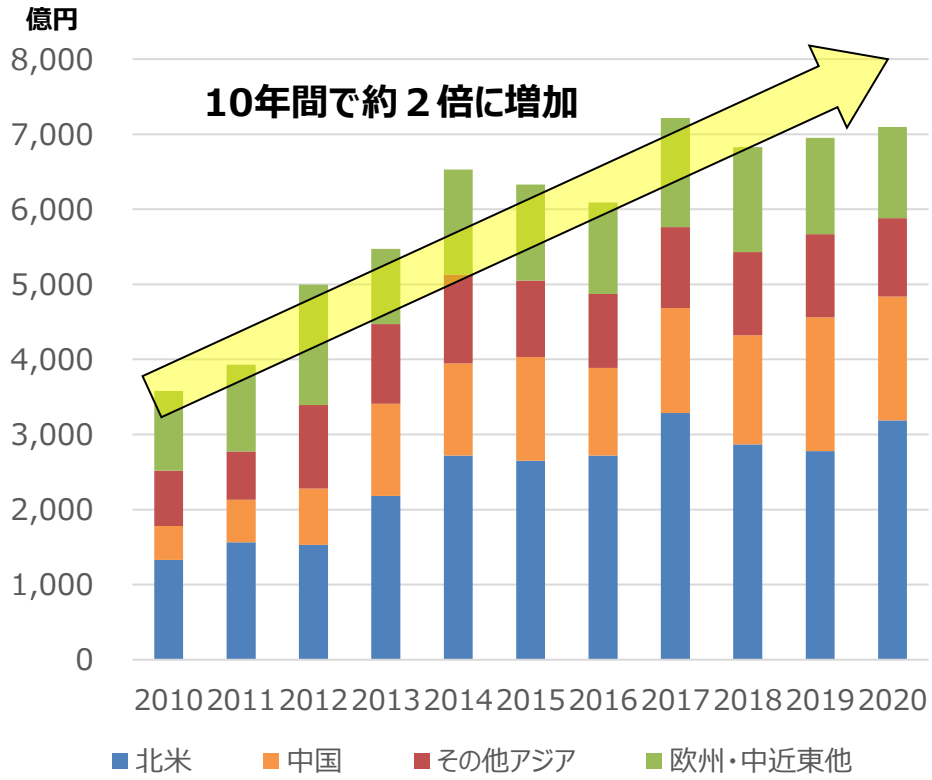


出典:経済産業省「海外事業活動基本調査」

## クロスボーダーM&A（買い手：日本企業ー売り手：外国企業）の件数推移

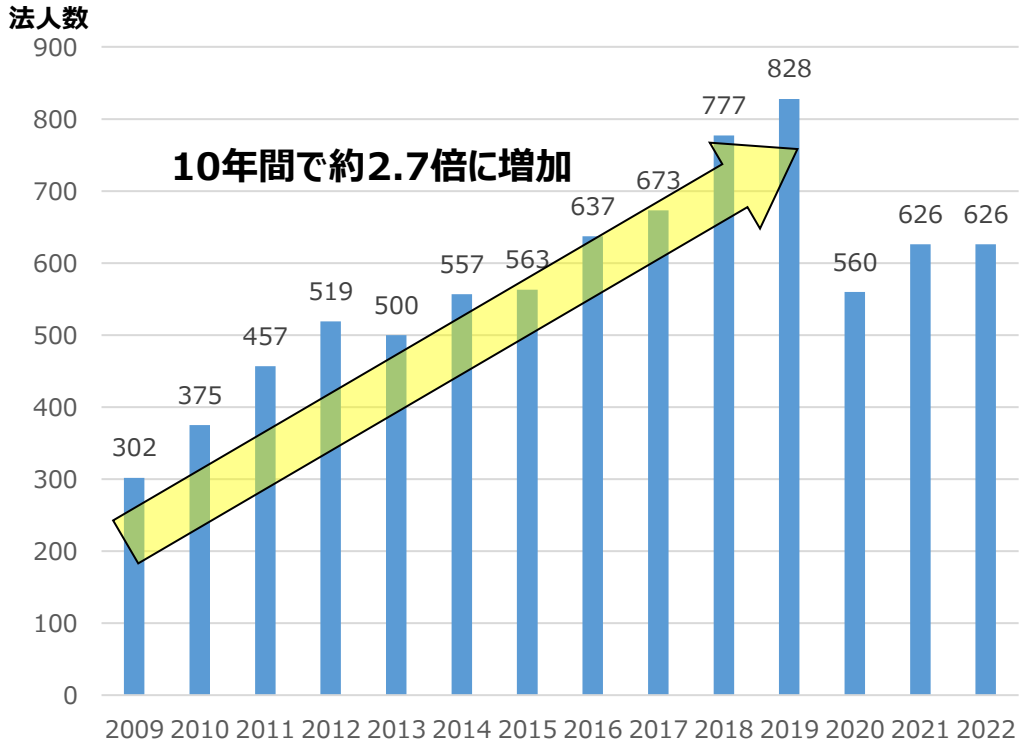


出典：レフコデータに基づき経産省作成

# カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 温室効果ガス2030年46%減、2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠**であるとともに、**技術進展や市場環境等の動向に応じて必要な分野に対する支援を機動的に講じていくことが必要**。
- このため、**中長期的な予見可能性をもって設備投資を行える制度に見直す**とともに、**所要の要件を見直す**。

現行制度　【適用期限：令和５年度末まで】

| | ①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入 | ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入 |
|---|---|---|
| 対象 | エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品**（需要開拓商品）の生産に専ら使用される設備**<br>※対象設備は、機械装置。<br><br>**＜措置内容＞**<br>税額控除10%又は特別償却50%<br><br>**＜需要開拓商品＞**<br>①化合物パワー半導体、②EV又はPHEV向けリチウムイオン蓄電池、③定置用リチウムイオン蓄電池、④燃料電池、⑤洋上風力発電設備の主要専門部品　（ナセル、発電機、増速機、軸受、タワー、基礎） | 事業所等の**炭素生産性**（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）**を相当程度向上させる計画に必要となる設備**（※）<br>※導入により事業所の炭素生産性が１%以上向上することが必要。<br>※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。<br><br>**＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞**<br>○３年以内に10%以上向上<br>→税額控除10%又は特別償却50%<br><br>○３年以内に ７%以上向上<br>→税額控除 ５%又は特別償却50% |

要望内容

○税額控除の繰越制度を新設
○本税制措置の延長期間の長期化
○技術進展等の動向を踏まえた需要開拓商品の拡充・見直し
○生産工程等の脱炭素化の一層の推進に向けた要件の見直し

# （参考）排出削減に向けた産業界の取組の重要性

- 産業活動に伴う排出量の合計（産業部門、業務その他部門、エネルギー転換部門の合計値）は、2021年度には日本の排出量全体の6割以上。
- 2030年46%減、2050年カーボンニュートラルの目標達成に向けた脱炭素の推進と、産業競争力強化・経済成長の両立に向けて、引き続き産業界の取組が重要。

## 部門別のCO2排出量（2021年度、電気・熱配分後）

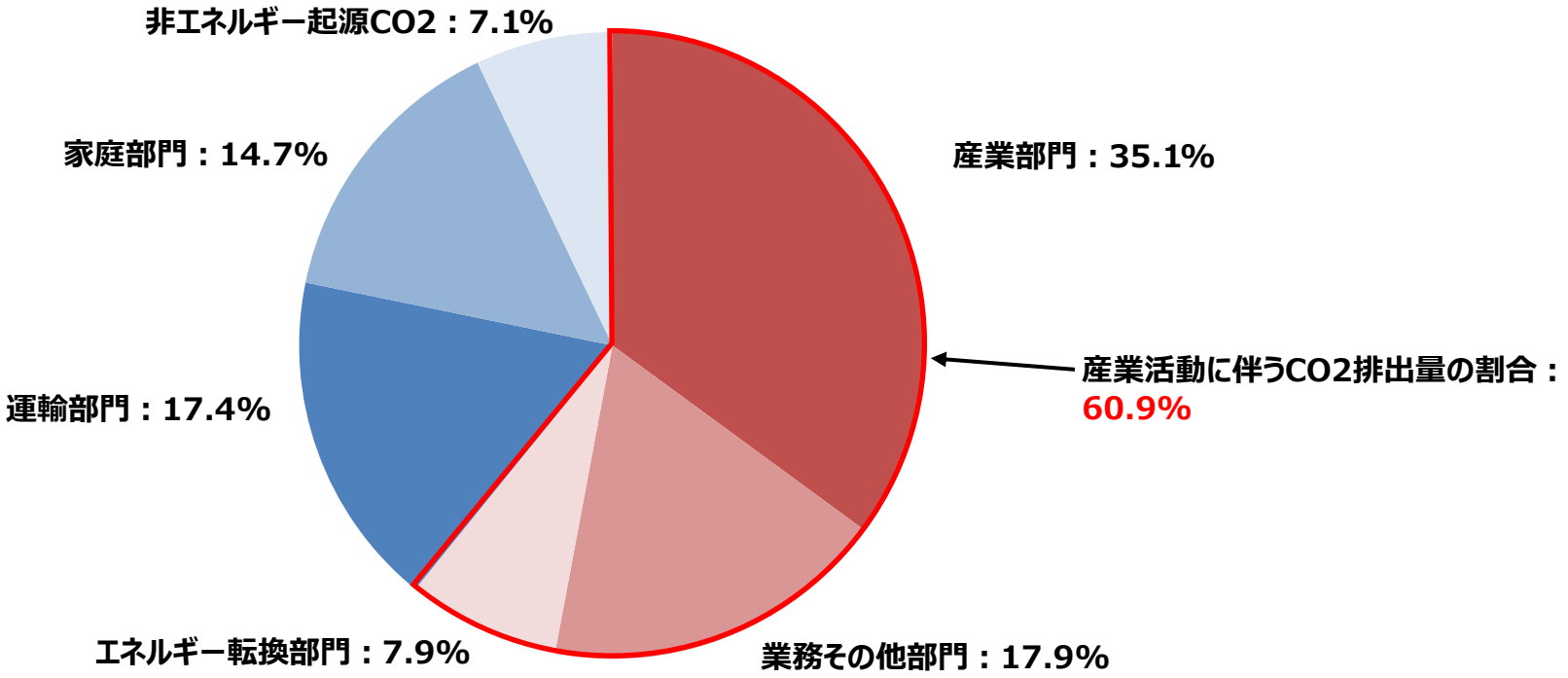


（出所）環境省「2021年度温室効果ガス排出・吸収量（確報値）概要」及び国土交通省「運輸部門における二酸化炭素排出量」（2021年）に基づき作成

# 大企業向け・中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる**「構造的・持続的な賃上げ」を実現**することが重要。このため、政府の長期的な方針を明確にし、賃上げに関する企業の計画的な検討を促すため、**租特の延長期間を長期化**する。
- 加えて、**賃上げを行う企業の裾野の拡大**に向けて、**中堅企業に対する支援措置を強化（要件の緩和等）**するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅・中小企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、**控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設**する。
- さらに、**仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乗せ措置を創設**し、所得向上と少子化対策の両方を追求する企業の賃上げを後押しすることで、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る。

現行制度　【適用期限：令和５年度末まで】

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大企業 | **継続雇用者**の給与等支給総額が前年度比**３%以上増加**<br>⇒　給与増加額の**15%を税額控除** | **継続雇用者**の給与等支給総額が前年度比**４%以上増加**<br>⇒　給与増加額の**25%を税額控除** | ＋ | **教育訓練費**が前年度比**20%以上増加**<br>⇒　税額控除率を**5%上乗せ** |
| 中小企業 | **雇用者全体**の給与等支給総額が前年度比**1.5%以上増加**<br>⇒　給与増加額の**15%を税額控除** | **雇用者全体**の給与等支給総額が前年度比**2.5%以上増加**<br>⇒　給与増加額の**30%を税額控除** | ＋ | **教育訓練費**が前年度比**10%以上増加**<br>⇒　税額控除率を**10%上乗せ** |

※ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
※継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者。
※控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

要望内容

〇本税制措置の延長期間を長期化する。
○中堅企業に対する支援措置を強化するとともに、中堅・中小企業を対象とした繰越控除措置を創設する。
○仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乗せ措置を創設する。

# （参考１）給与等の昨今の状況

- 今年の春闘の賃上げ率は30年ぶりの高水準となったが、**一時的な物価急上昇を理由にした賃上げも多いのが実態**。今後物価上昇率が安定したとしても、来年以降も高い水準の賃上げが必要。
- **中堅企業は**大企業を上回る従業員数の伸びがあり、**雇用を支える主体としての役割が期待**される。こうした企業の賃上げを後押しすることは、**賃上げを行う企業の裾野を拡大**する観点から重要。

## 現金給与総額の推移

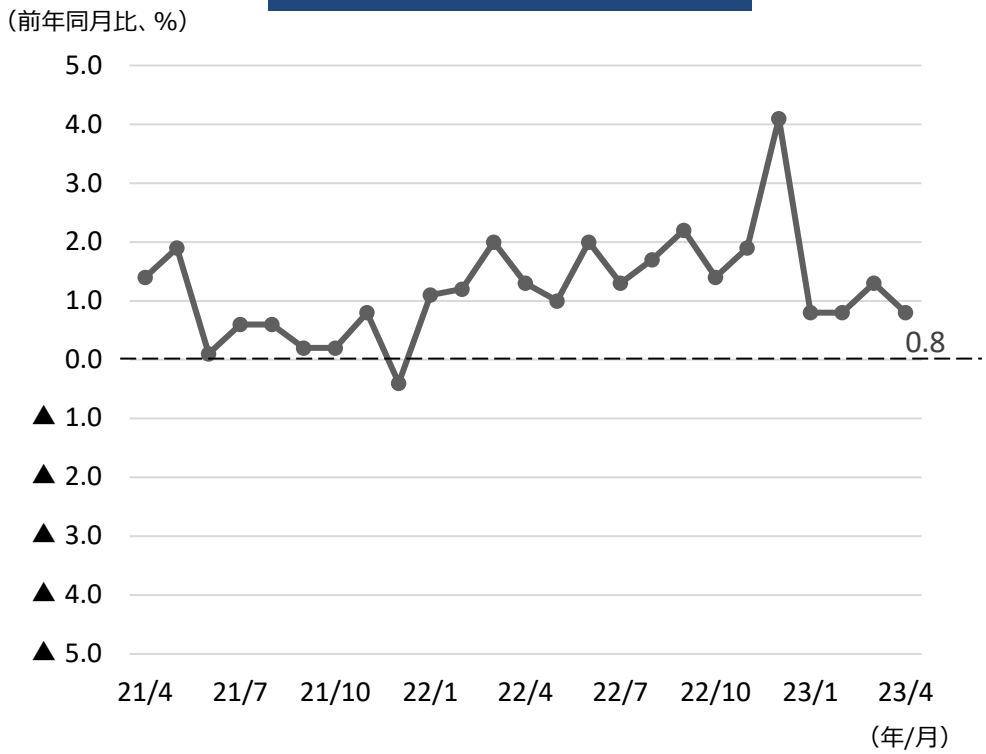


（出所）厚生労働省「毎月勤労統計」

## 企業規模別で見た従業員数の伸び（2012年度→2021年度）

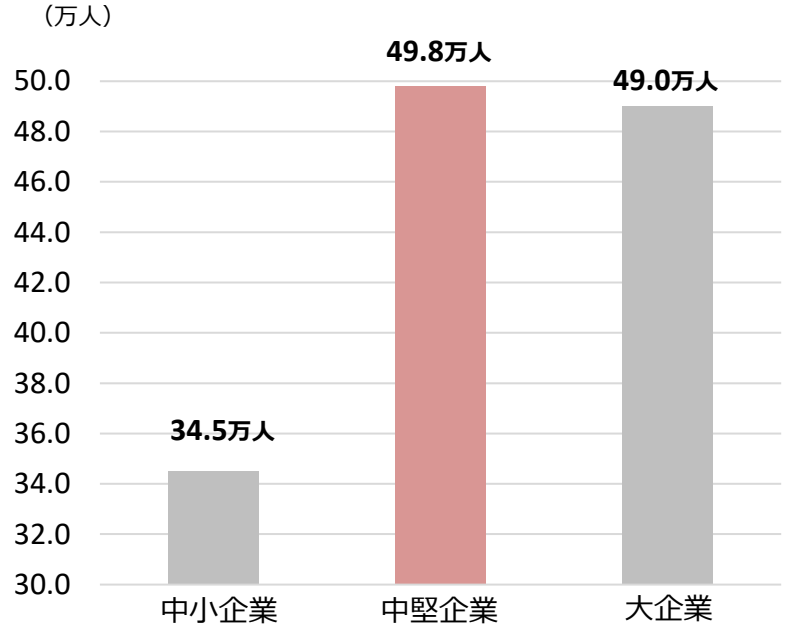


（注）
・2012・2021年度の企業活動基本調査双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の増減率。
・従業員数をもとに、中小企業50~300人、中堅企業301~2000人、大企業2000人超。
・従業員数は常時従業者（出向者を除く）の数を比較。

（出所） 経済産業省「企業活動基本調査」（2012、2021年度）

# （参考２）繰越控除措置を創設する必要性

- **現行制度では、赤字等の厳しい業況の中においても賃上げを行っている企業が税制の適用を受けることができない**。中堅・中小企業は大企業よりも赤字等の厳しい業況にある企業の割合が大きいため、**中堅・中小企業にとって賃上げ促進税制は利用しにくいのが現状**。
- 経済産業省のアンケート結果では、欠損法人であってかつ1.5パーセントの賃上げを達成できなかった者の3割が、当該年度の税額控除分を翌年度の法人税額に繰り越せるのであれば1.5パーセント以上の賃上げを行なったと回答。
- したがって、**賃上げを実施した年度以降に業績が改善したタイミングで税制の適用を受けられる形に税制を改正すれば、厳しい業況の中においても賃上げを行う中堅・中小企業を増やす**ことができる。

○令和３年度資本金1億円以下の企業における利益計上法人・欠損法人の内訳

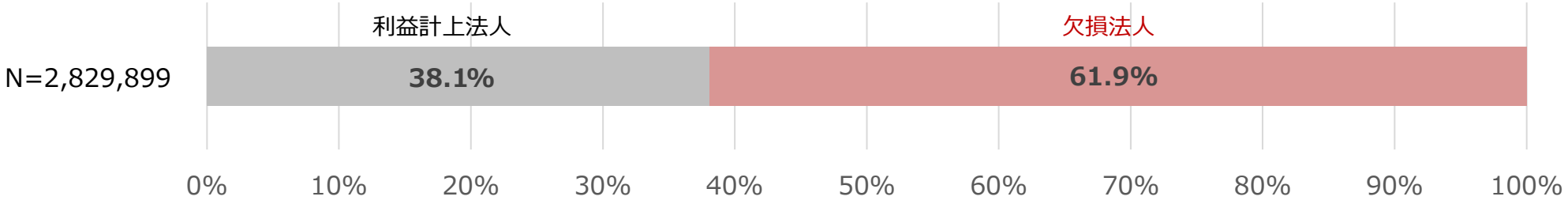


（出所）国税庁 令和3年度「会社標本調査」を基に作成

○令和３年度賃上げ率1.5%未満の欠損法人における繰越控除制度があった場合の対応

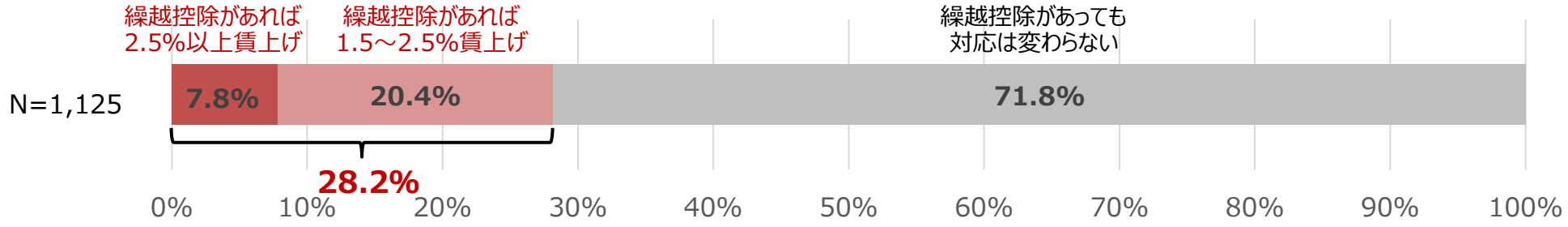


（出所）経済産業省「令和４年度企業の雇用状況等に関する調査研究」のアンケート調査結果を基に作成

# 成長志向の中堅企業等の成長を促進する税制措置の検討

その他

- **中堅企業は、大企業を上回る売上高・従業員数等の伸びがある**など、日本経済の成長の担い手であり、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される企業群であるが、**中堅企業から大企業への成長割合は国際的に低い状況にある。**
- **成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や、規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置**を検討する。

要望内容

〇成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や、規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討する。

**中小・中堅・大企業の過去10年での伸び額・率**[*1,2]

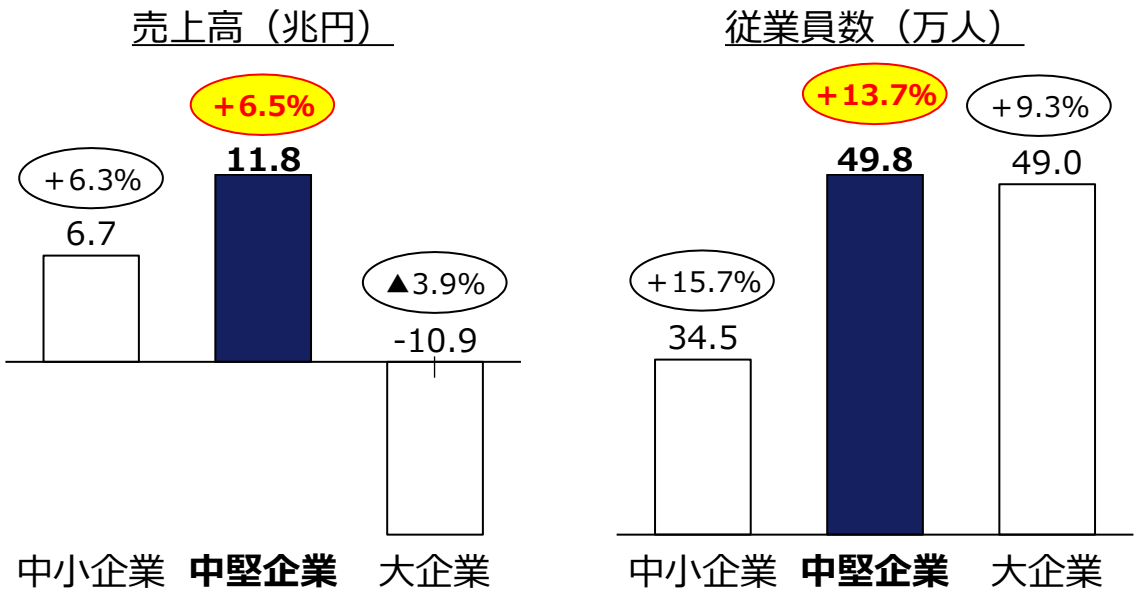


**過去10年で従業者数が2,000人以上に成長した中堅企業の割合**[*3]

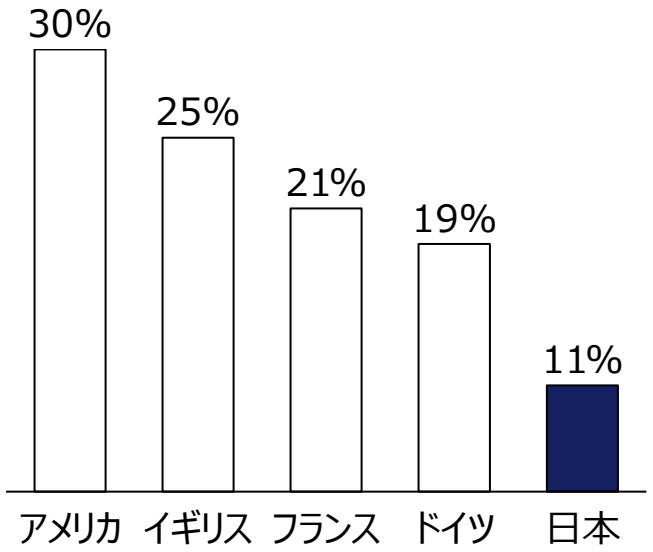


*1 2012・2021年度の企業活動基本調査双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の増減額・率
*2 中小企業：従業員数50~300人、中堅企業：従業員数301~2,000人、大企業：従業員数2,000人超
*3 2011年時点で従業員数300~2000人であった上場企業のうち、2021年に従業員数が2,000人以上となった企業の割合

出所　経済産業省「企業活動基本調査」、SPEEDA

# （参考１）地域経済における中堅企業の重要性

- **地方在住者の東京圏への転入超過**の大きな要因が**「希望する仕事がない」「待遇の良い仕事がない」**こと。さらに、近年、**女性が男性を上回る水準で転入**。
- **中堅企業は地方圏にも多く所在**。**良質な雇用の提供者として**、地域における人口減少・少子化対策の観点から**極めて重要**。

## 大企業・中堅企業の立地地域*1,2

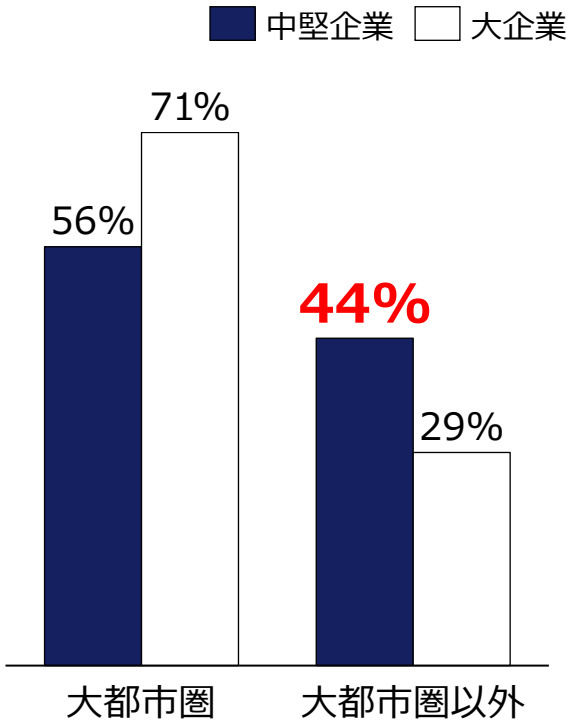


## 東京圏への転入超過数*3

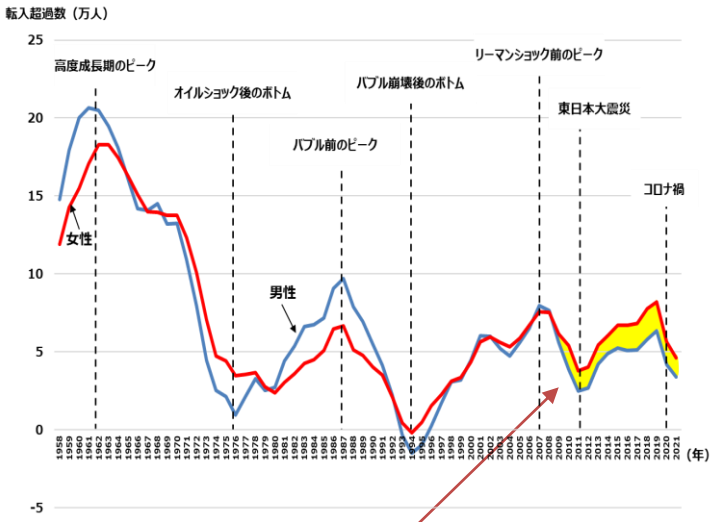


2007年以降の転入超過の累計は、
**女性**：**92.4万人**、**男性**：**74.6万人**
⇒ 2007年からの**15年間の累計**で、
**女性の方が17.8万人多く流入。**

## 東京圏への流入者の移住の背景*4

| | |
|---|---|
| **1位** | **希望する職種の仕事が見つからないこと（全体：25.6%）**<br>※男性：28.4%、女性：22.9% |
| **2位** | **賃金等の待遇が良い仕事が見つからないこと（全体：19.5%）**<br>※男性：23.4%、女性：15.5% |
| 3位 | 希望することが学べる進学先がないこと（全体：15.2%）<br>※男性：15.3%、女性：15.1% |
| 4位 | 自分の能力を生かせる仕事が見つからないこと（全体：14.8%）<br>※男性：18.8%、女性：10.9% |
| 5位 | 日常生活が不便なこと（全体：11.9%）<br>※男性：10.0%、女性：14.0% |

*1 大都市圏：東京都、神奈川県、愛知県、大阪府（事業所数割合が5%を超える都府県）
*2 中堅企業：従業員数301~2,000人、大企業：従業員数2,000人超
*3東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の１都３県
*4 母集団：東京圏外出身の東京圏在住者

出所　経済産業省「企業活動基本調査」（2021）、総務省「住民基本台帳人口移動報告」、国土交通省「企業等の東京一極集中に関する懇談会 とりまとめ」（2021）

# （参考２）成長志向の中堅企業等の成長戦略や課題

## （成長投資）

- 省エネ性の高い加工技術が脱炭素化トレンドの中で評価が高まり、国内外で自動車等関連部品の需要拡大。EV部品の需要獲得等も含め**成長投資を積極的に行いたいが、将来需要の見通しが難しく、過去の投資分の減損がある中、更なる投資に躊躇。**（製造業）
- 医療関連製品の国内トップシェアを誇り、**海外展開の拡大を目指しているが、海外の巨大企業が競争相手**であることに加え、**近年、アジア圏の中堅企業が政府の手厚い支援を受けて同社の倍まで急成長するなど競争環境が激化**。今後の**投資先として、国内か海外か迷っている状況**。（製造業）
- カントリーリスク等を踏まえ、**生産拠点の国内回帰を進めたいが、**日本でやる場合、現地で人手をかけている工程を自動化する必要があり、**現下の円安であっても国内の方がコスト高**になってしまう。（製造業）

## （M&A）

- **石油事業を営む会社**が、カーボンニュートラルの流れの中で、**異業種の事業を買収**することで、**グループとしての事業再構築・成長を目指し**ているが、**M&Aの経験が少ない中、M&A後の経営統合リスクが大きい**ため、過去数社成約直前だったが、**売手が希望する金額を出せず**、買収の実現に至らなかった。（エネルギー業）
- **精密機械に使われる部品の製造・販売を行う会社**が、関連事業をM&Aで取り込み、**グループでの事業拡大・効率化を図り成長を目指し**ているが、**財務基盤が悪化**し、**のれんを回収できないリスクが大きくなるため、より効果が高いもののリスクが大きいM&Aを継続的に進めることが困難**になっている。（製造業）

## （人材確保）

- ITを活用した新事業展開を検討しているが、IT人材が不足。しかしながら、**大手の大企業と比べると名前が知られているわけではないため、採用で人が集まらず、人材確保が厳しい。**（サービス業）

出所　経済産業省によるヒアリング等を基に作成

# Ⅱ．スタートアップ・エコシステムの更なる強化

# ストックオプション税制の拡充（所得税・個人住民税）
**（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の拡充）**

拡充

- **スタートアップの人材確保や従業員のモチベーション向上に資する税制適格ストックオプション**（権利行使時の課税繰延べ等）について、**株式保管委託要件の撤廃**、**社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減**、**権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃等**、**利便性を向上させるための見直し**を行う。

現行制度 【期限の定めなし】

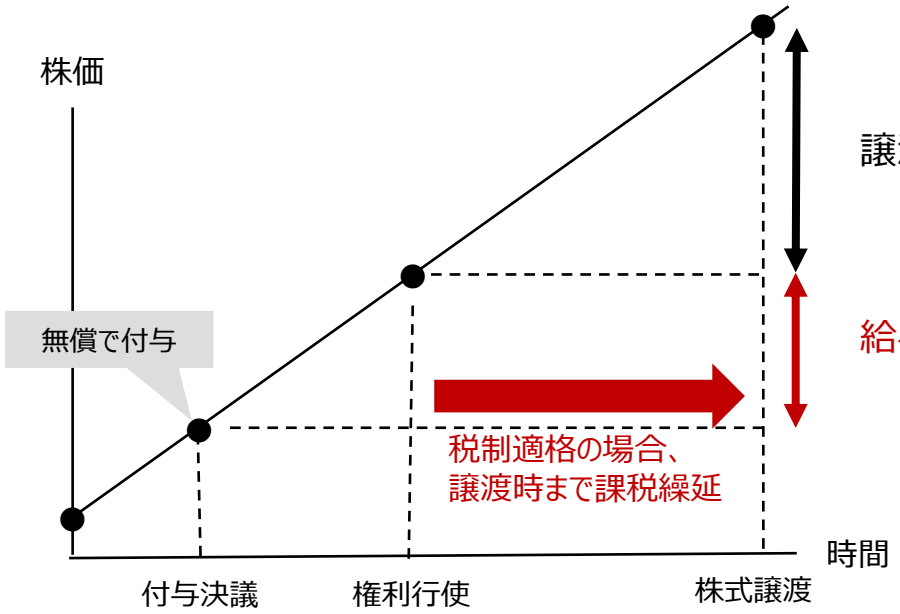


税制非適格ストックオプション

譲渡所得課税

給与所得課税

税制適格ストックオプション

- 権利行使時の経済的利益には課税せず **譲渡時まで課税繰延**
- **譲渡所得として課税**

【主な要件】

① **株式保管委託要件**:
権利行使後直ちに証券会社等に保管の委託がされること

② **付与対象者**：
会社及びその子会社の取締役・執行役・使用人、一定の要件を満たす外部協力者※
※認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従いストックオプションを与えられる社外高度人材

③ **権利行使価額の年間限度額**:
1200万円/年

要望内容

〇税制適格ストックオプションについて、①株式保管委託要件の撤廃、②社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、③権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃等、利便性を向上させるための見直しを行う。

# エンジェル税制の拡充（所得税・個人住民税）

拡充

- エンジェル税制は、令和５年度改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、**株式譲渡益の発生年に投資を行う必要がある等、課題が残る**。
- スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から**更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる**。

## 現行制度 【期限の定めなし】

エンジェル税制は、スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度であり、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも優遇を受けることが可能。

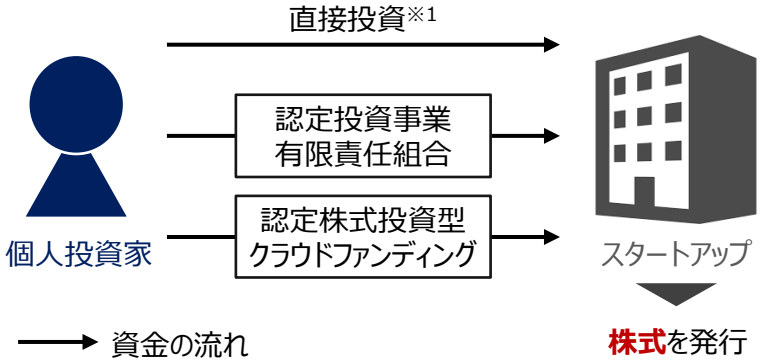


※1：民法上の組合又は投資事業有限責任組合経由を含む
※2：起業特例については、民法組合等を経由する場合は含まれず、対象となる個人は会社を発起設立した発起人に限られる
※3：スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて譲渡損失（譲渡益）を算定

**投資時点**

以下のいずれかの措置を利用可能

エンジェル投資

- **優遇措置A** ・(投資額-2,000円)を**その年**の**総所得金額**から控除 ・上限は800万円 or 総所得金額×40%のいずれか低い方
- **優遇措置B** ・投資額を**その年**の**株式譲渡益**から控除 ・上限はなし
- **プレシード・シード特例** ・投資額を**その年**の**株式譲渡益**から控除 ・上限はなし（年間20億円までは**非課税**）

自己資金による起業

- **起業特例**※2 ・投資額を**その年**の**株式譲渡益**から控除 ・上限はなし（年間20億円までは**非課税**）

**株式譲渡時点**

**譲渡損失**が発生した場合※3、その年の**他の株式譲渡益と通算可能**（翌年以降3年にわたり可能）※破産、解散等した場合も可能

## 要望内容

〇株式譲渡益を元手とする再投資期間の要件を、同一年内から複数年に延長。
〇個人が信託を活用し、投資事業有限責任組合（LPS）に出資するスタートアップ投資の対象化　等。

# 個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促す税制措置の創設（所得税・個人住民税）

新設

- スタートアップへの資金供給を更に強化するため、諸外国の事例を参考にしつつ、**非上場株式に投資する上場ベンチャーファンドへの個人からの投資等に対する、税制上の優遇措置を創設する。**

要望内容

○非上場株式に投資する上場ベンチャーファンドへの個人からの投資等に対する、税制上の優遇措置を創設する。

**（参考）英国・VCT(Venture Capital Trust)制度**

| | |
|---|---|
| ①投資時の優遇 | 投資額の**30%**をその年の**所得税から還付**（投資上限や保有期間などの制限あり） |
| ②保有時の優遇 | インカムゲイン（分配金）は**非課税** |
| ③売却時の優遇 | キャピタルゲイン（売却時の利益）は**非課税** |

# オープンイノベーション促進税制の延長（法人税、法人住民税、事業税）

延長

- 我が国企業が自前主義から脱却するとともに、スタートアップが大きく・早く成長するためには、事業会社とのオープンイノベーションが重要であるが、**海外と比較するとオープンイノベーションは定着していない状況**にある。
- 本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きく、本税制はスタートアップ投資の増加に一定の貢献をしていると見込まれるため、**適用期限の延長を行う**。

現行制度 【適用期限：令和5年度末まで】

**株式取得額の25%を所得控除**
**（成長に資するM&A時は発行済株式も対象）**

**対象法人：事業会社**
（国内事業会社又はその国内CVC）

**資金などの経営資源**

**革新的な技術・ビジネスモデル**

**スタートアップ**
（設立10年未満の国内外非上場企業）
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合設立15年未満の企業も対象、発行済株式を取得する場合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

| | 新規出資型 | M&A型 |
|---|---|---|
| **対象株式** | 新規発行株式 | 発行済株式（50%超の取得時） |
| **所得控除上限額** | 12.5億円/件 | 50億円/件 |
| | 年間125億円/社まで | |
| **株式取得下限額** | 大企業1億円/件<br>中小企業1千万円/件<br>※海外スタートアップの場合、一律5億円/件 | 5億円/件 |

M&A型については、5年以内に成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合等には、所得控除分を一括取り戻し

**成長投資**
**（研究開発、設備投資）**

**事業成長**
**（売上高）**

要望内容

○適用期限の延長を行う（令和７年度末まで）。

# （参考１）オープンイノベーション促進税制の利用状況（新規出資型）

- 2020年の制度創設以降、**制度利用のための証明書発行件数・株式取得額は増加傾向**。
- 特に2022年は、事業会社による国内スタートアップ投資は前年比横ばいであったのに対し、本税制による株式取得額実績は大幅増加しており、**事業会社によるスタートアップへの出資を通じたオープンイノベーションの増加に貢献**している。

## 証明書発行件数（出資年ベース）

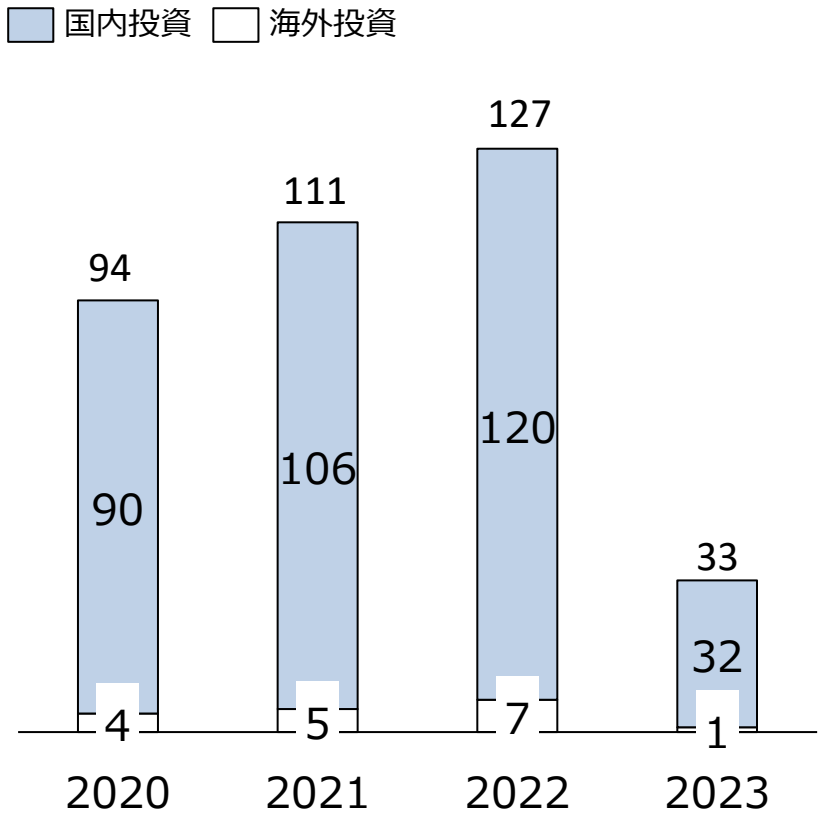


## 税制利用株式取得額（出資年ベース）＊

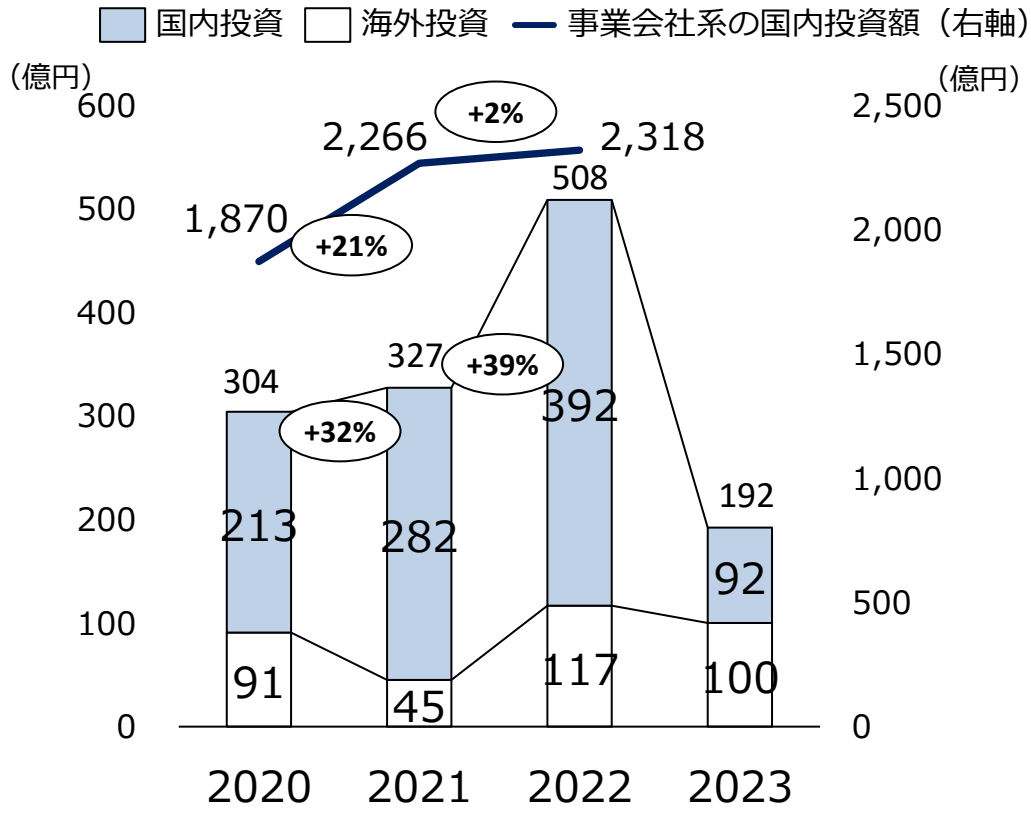


＊事業会社系の国内投資額は、発行済株式の取得を含む

出所：INITIAL「Japan Startup Finance 2022」、2023年８月時点の利用実績をもとに経済産業省作成

# （参考２）スタートアップのM&Aの状況

- **事業会社がスタートアップを買収**することは、**スタートアップのエグジット戦略（出口戦略）としても、また事業会社のオープンイノベーションの推進策としても重要**である。
- 他方、日本のスタートアップの出口戦略はIPOが大半を占め、**M&Aによる出口戦略の選択肢が限定的**。

## 各国スタートアップの出口戦略の比較*1

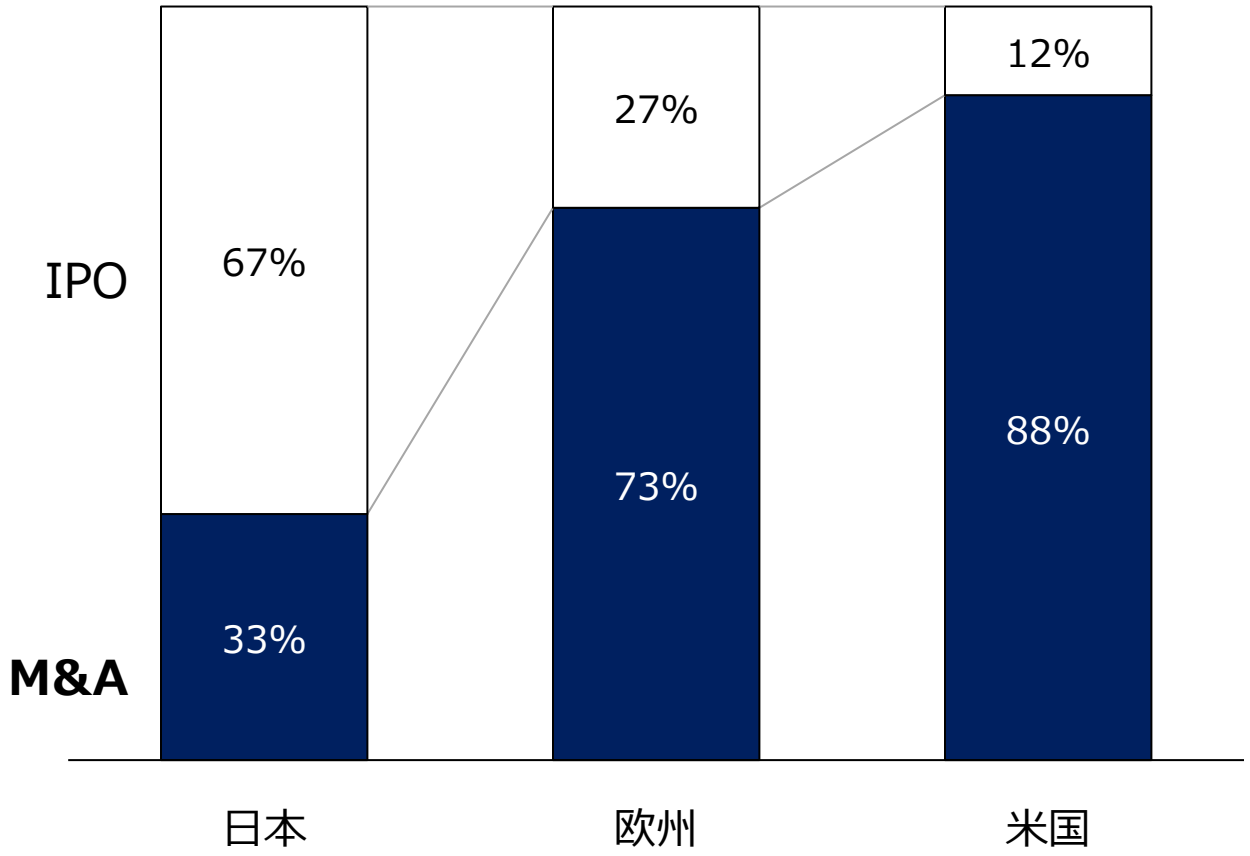


*1:2021年のデータ（日本は年度単位、欧州、米国は年単位のデータ）
（出典）ベンチャーエンタプライズセンター「ベンチャー白書2022」

拡充

# スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充（所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税）

- **令和５年度税制改正**において**パーシャルスピンオフ税制**※が**１年の時限措置**として創設された。
  ※　元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。
- 他方、事業再編は検討から完了まで数年間を要することも踏まえ、制度の予見可能性や利便性を向上し、幅広い企業において**大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化をさらに促進していくため、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずる**。

現行制度　【適用期限：令和５年度末まで】

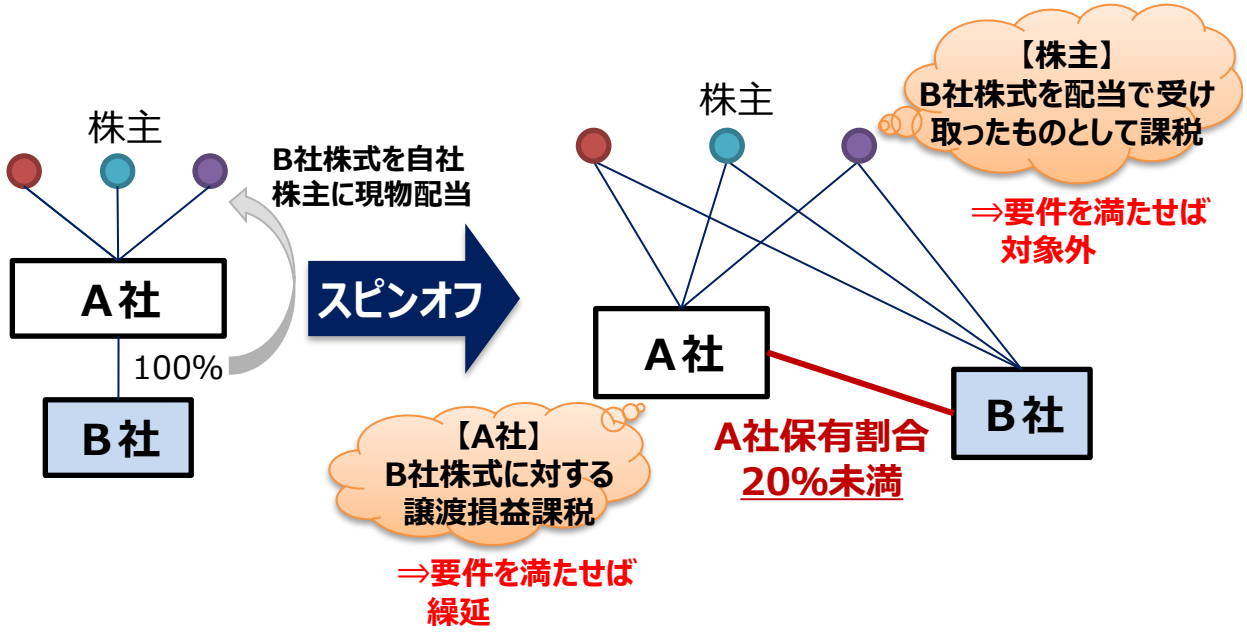


**主な適用要件**

① スピンオフ後にA社が保有するB社株式が**発行済株式の20%未満**であること

② A社が**産業競争力強化法の事業再編計画の認定**を受けていること

③ スピンオフ後にB社の**従業者のおおむね90%以上**が、その業務に引き続き従事することが見込まれること

④ B社の**役員に対するストックオプションの付与等**の要件を満たすこと　等

要望内容

○パーシャルスピンオフ税制について、恒久化等の所要の措置を講ずる。

# （参考１）スピンオフにより期待される効果とパーシャルスピンオフの必要性

- 一般的に、スピンオフによる効果として、**経営の独立、資本の独立、上場の独立による企業価値の向上**が期待される。
- パーシャルスピンオフは、**事業切り出し時点で完全に資本関係を解消することが難しい企業にもスピンオフの選択肢を与えるもの**であり、**事業の切り出しを促進する上で意義がある**。
- 事業環境が急激に変化し、機動的な事業再編が求められる中、**大企業発のスタートアップ創出や企業の事業ポートフォリオの最適化を実現するためにも、パーシャルスピンオフの促進は重要**。

## スピンオフの効果

| | |
|---|---|
| 経営の独立による効果 | □ 両社とも、経営者は各々の**中核事業に専念**することが可能に（フォーカス強化）。<br>□ これにより、投資戦略や資金調達等について**迅速、柔軟な意思決定**が可能に。経営者や従業員の**モチベーションも向上**。 |
| 資本の独立による効果 | □ スピンオフされた会社は、**独自の資金調達の途**が拓かれ、大規模M&A等の**成長投資が実施可能**に。<br>□ スピンオフされた会社は、独禁法や系列等の制約から解放され、**元の会社の競合相手との取引も可能**に。他社とのアライアンスや経営統合の自由度も高まる。 |
| 上場の独立による効果 | □ 両社とも事業構成がシンプルになることで、**コングロマリット・ディスカウント**(注) **を克服。**<br>(注)複数の事業を営んでいる場合に、それらを個別に営む場合よりも、事業価値の総和が市場で低く評価されること。<br>□ 各事業のみに関心のある**投資家を引きつけ、**各々の事業特性に応じた最適資本構成が可能に。<br>□ 株式報酬のインセンティブ効果も高まる。 |

（出典）経済産業省 事業再編研究会 第１回事務局説明資料より（田村俊夫「成長戦略としてのスピンオフ税制改革～コーポレートガバナンスの試金石～」（みずほ証券「資本市場リサーチ 2015年冬季　vol.34」）を基に経済産業省作成）。

## （参考２）スピンオフに関する日本企業の検討状況

- 昨年末の税制改正大綱決定以降の**短期間で、４社がスピンオフの検討を正式に公表**。
- **パーシャルスピンオフが時限措置とはいえ可能となったことは、企業によるスピンオフ検討の重要な契機となっている**。
- スピンオフは**事業ポートフォリオの見直しのために用いられることが多い**が、加えて**自社内で新たに育ってきた事業を更に成長させるためにスピンオフを活用する事例**も出ている。

**【スピンオフの検討開始を正式に公表した企業】**

| 公表日 | スピンオフ実施会社 | スピンオフされる会社 | 検討中のスピンオフの手法 |
|---|---|---|---|
| 2023/1/23 | (株)メルコホールディングス | シマダヤ(株)（麺類の製造・販売） | 株式分配（完全に切り出すことを想定） |
| 2023/5/11 | (株)デジタルハーツホールディングス | (株)AGEST（情報・通信） | 株式分配（完全に切り出すことを想定） |
| 2023/5/18 | ソニーグループ(株) | ソニーフィナンシャルグループ(株)（金融） | 株式分配（持分を残すことを想定） |
| 2023/7/14 | Hamee(株) | NE(株)（ソフトウェア） | 株式分配（完全に切り出すことを想定） |

出典：各社適時開示情報を基に経済産業省にて作成。

**ソニーグループ株式会社**
**2023年度経営方針説明会**
（2023年5月18日）

＜抜粋＞

・・・当社は、**金融事業の持続的成長に向けた有力な選択肢の一つ**として、同事業を営む当社の完全子会社であるソニーフィナンシャルグループ株式会社（以下「SFGI」）の株式上場を前提にした**パーシャル・スピンオフ**（以下「本スピンオフ」）**の検討を開始**しましたので、併せてお知らせします。

・・・本スピンオフの実行予定時期は未定ですが、**２～３年後の実行を念頭に置いて、今年度末に向けて検討を進めていきます**。

（以下、略。）

出典：ソニーグループ(株)適時開示情報を基に経済産業省にて作成。

# 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し（法人税、法人住民税、事業税）

〔金融庁主管、経済産業省において共同要望〕

その他

- **内国法人が有する暗号資産**＊のうち活発な市場が存在するものについては、税制上、**期末に時価評価**し、**評価損益**（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）**は課税の対象**とされている。
  ＊一定の自己発行の暗号資産を除く（令和５年度税制改正により措置）。
- こうした取扱いは、**ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有**する内国法人に対して、**キャッシュフローを伴う実現利益がない**（＝担税力がない）中でも**課税**がなされるものとなり、見直しを進める必要がある。

## 現行制度

暗号資産の**発行法人**（スタートアップ企業など）

ブロックチェーン技術は、**足下**では、**文化経済領域**での活用に注目

**将来的**には、①**商取引**、②**資金調達**や、③**サプライチェーン**等のあり方にも変革をもたらしうる可能性

暗号資産

### 事業成長のために**自己保有**

- ✓ 時価評価（マーケット価格）による課税
- ✓ 一定の要件（譲渡制限等）を満たすものは時価評価による課税の対象外
  **【令和５年度税制改正要望により実現】**

### 資金調達のために**第三者に売却** 等

- ✓ 時価評価（マーケット価格）による課税

※ 発行法人を伴走支援する他の法人や、他の暗号資産を活用して事業開発等を行う法人において、未実現利益への課税が過剰負担であり、事業継続が困難との声

## 要望内容

〇Web3推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する観点から、法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税に係る見直しを進めること。

# Ⅲ．中小企業･小規模事業者の事業承継･成長支援等

# 法人版・個人版事業承継税制の見直し及び延長（相続税・贈与税）

見直し・延長

- 事業承継税制※は、**事業承継時の贈与税・相続税負担**を**実質ゼロ**にする時限措置。
  （※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設）
- 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、**承継計画の確認申請（提出）の期限の延長**を行い、特例措置の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

現行制度

【適用期限：法人版：令和９年12月末、個人版：令和10年12月末】
【確認申請（提出）の期限：法人版・個人版いずれも令和６年３月末】

## 法人版事業承継税制に係る手続

**都道府県庁**

- 特例承継計画の策定・確認申請 → **2024年3月31日まで**
  ※令和4年度税制改正により1年延長
- 事業承継（贈与・相続） → **2027年12月31日まで**
- 認定申請 → **申告期限の2ヶ月前までに**

**税務署**

- 税務署へ申告
  - 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 税務申告後5年以内
  - 都道府県及び税務署へ毎年報告。
- 6年目以後
  - 税務署へ3年に1度報告。

## 個人版事業承継税制に係る手続

**都道府県庁**

- 個人事業承継計画の策定・確認申請 → **2024年3月31日まで**
- 事業承継（贈与・相続） → **2028年12月31日まで**
- 認定申請 → **申告期限の2ヶ月前までに**

**税務署**

- 税務署へ申告
  - 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 税務申告後
  - 税務署へ3年に1度報告。

要望内容

○法人版・個人版事業承継税制の承継計画の確認申請（提出）の期限を一定期間延長する。
○その他円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

## （参考１）事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予**する制度。平成30年度に**10年間限定の特例措置を創設**し、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合を贈与税・相続税ともに100%**とするなど、**抜本的に拡充**。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。

●法人版事業承継税制

| | 一般措置 | 特例措置（時限措置） |
|---|---|---|
| 猶予対象株式数 | 総株式数の最大2/3まで | 上限なし |
| 適用期限 | なし | 10年以内の贈与・相続等<br>（2027年12月31日まで） |
| 猶予割合 | 贈与税　100%<br>相続税　80% | 贈与税・相続税ともに<br>100% |
| 承継方法 | 複数株主から<br>1名の後継者に承継可能 | 複数株主から<br>最大3名の後継者に承継可能 |
| 雇用確保要件 | 承継後5年間<br>平均8割の雇用維持が必要 | 未達成の場合でも<br>猶予継続可能に |

# （参考２）経営者年齢の変化（2017年と2022年を比較）

- **法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時**（2017年）には、経営者年齢のピークは65～69歳であったが、**約5年後の2022年には、この年齢層の経営者が３割減少**するなど**一定の進展**が見られた。
- 他方で、コロナ禍や物価高等の**急激な経営環境の変化で、事業承継の具体的な検討が遅れている**影響もあり、**70代以上の経営者割合は依然として大きい**。
- 加えて、今後、事業承継を本格的に検討していく**60代の経営者も、特例措置の創設時（2017年）と同規模の3割程度存在**。

## 経営者年齢の変化

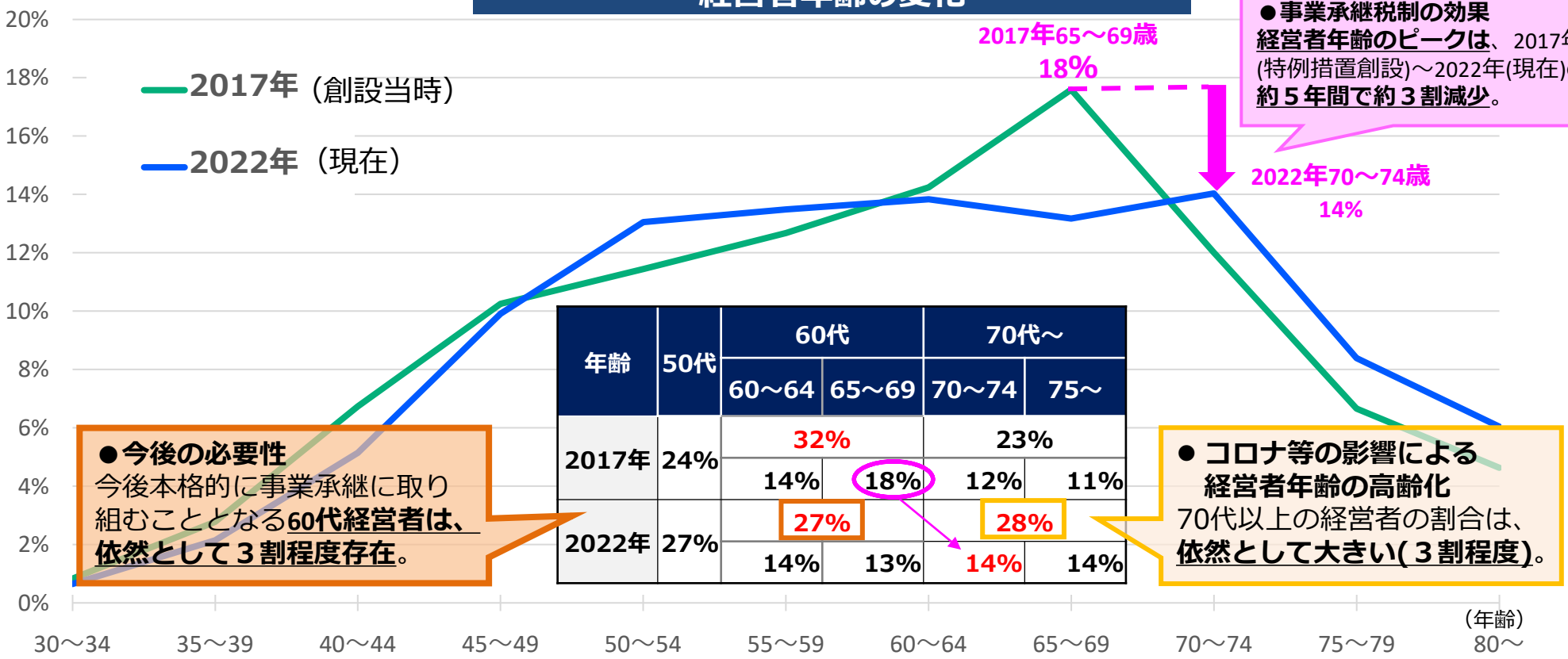


| 年齢 | 50代 | 60代 | | 70代～ | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 60～64 | 65～69 | 70～74 | 75～ |
| 2017年 | 24% | 32% | | 23% | |
| | | 14% | 18% | 12% | 11% |
| 2022年 | 27% | 27% | | 28% | |
| | | 14% | 13% | 14% | 14% |

●事業承継税制の効果
**経営者年齢のピークは**、2017年(特例措置創設)～2022年(現在)の**約５年間で約３割減少**。

●今後の必要性
今後本格的に事業承継に取り組むこととなる**60代経営者は、依然として３割程度存在**。

● コロナ等の影響による経営者年齢の高齢化
70代以上の経営者の割合は、**依然として大きい(３割程度)**。

（出典）帝国データバンク「企業概要ファイル」を中小企業庁において再編加工

# 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長（法人税、法人住民税、事業税）

拡充・延長

- 一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受けM&Aを実施した際、M&A実施後に発生し得るリスクに備えるため、**株式取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。**
- **デューデリジェンス（※）に大きなコストをかけることができない中小企業のM&Aには、簿外債務や偶発債務といった特有のリスクがある**実態を踏まえ、本税制措置の**適用期限の延長等**を行う。

（※）買手側がM&Aを実施する前に売手側の財務、法務や事業のリスクを調査すること。

現行制度 【適用期限：令和５年度末まで】

◆M&A実施時　：　買手企業は、株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て　⇒　積立額を損金算入
◆取崩要件該当時：　減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す　⇒　取崩額を益金算入
◆５年経過後　：　措置期間後の５年間にかけて均等額で準備金を取り崩す　⇒　取崩額を益金算入

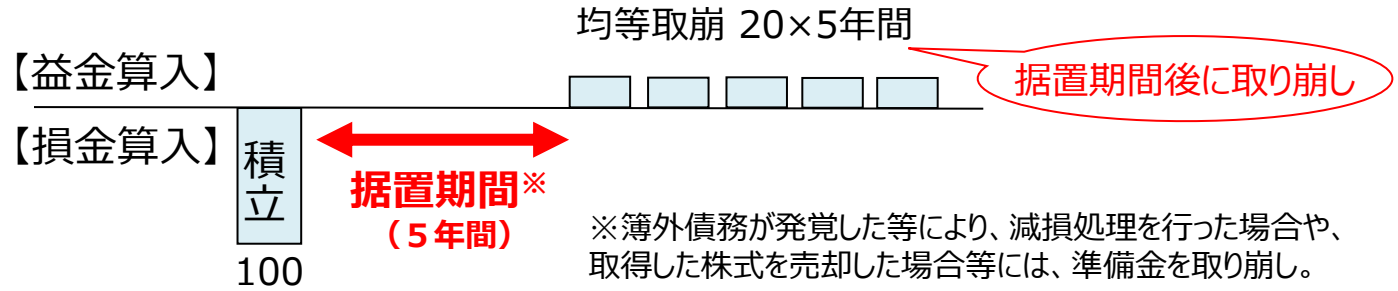


要望内容

○中小企業再編投資損失準備金制度について、適用期限を延長する。
○中小企業のM&Aの実態を踏まえて、手続について所要の見直しを行う。

# （参考）中小企業のM&Aに関するリスク

- **後継者不在の中小企業は依然として多く、M&Aが全国的に活発化。事業承継のためのM&Aを進めることにより、地域経済の維持と中小企業の生産性の底上げを実現。**
- 一方、事業承継を目的とした**中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスク**が大きい。

## 中小M&Aの実施件数の推移

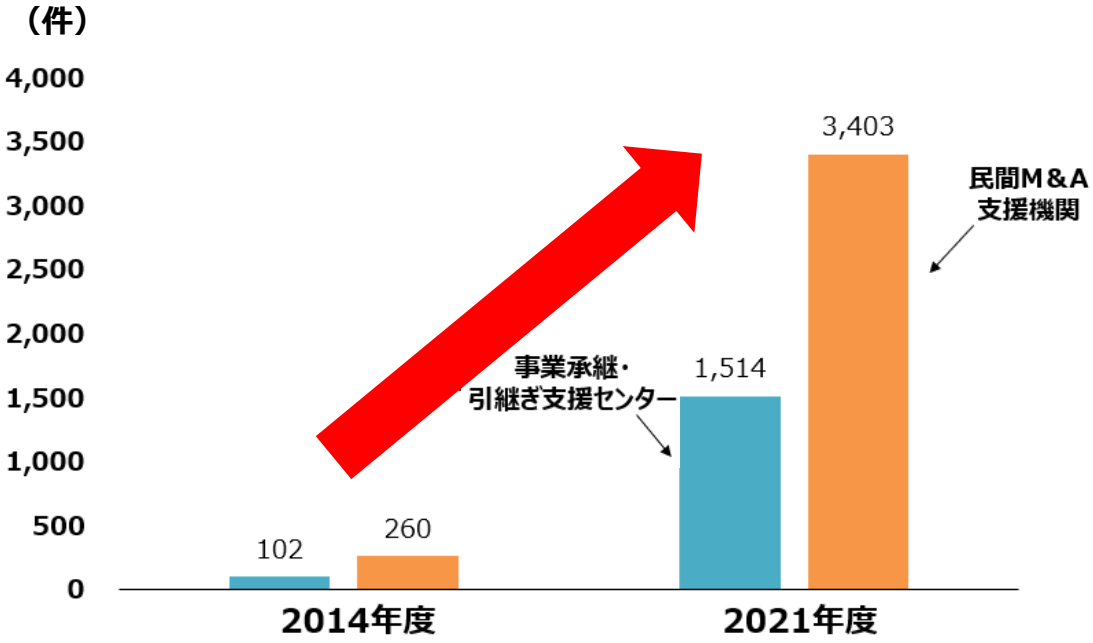


※2014年度の民間M&A支援機関の件数は、日本M&Aセンター、ストライク、M&Aキャピタルパートナーズ、オンデック、名南M&Aの5社の成約件数。
2021年度の民間M&A支援機関の件数は、M&A登録支援制度実績報告の成約件数。

## 【中小M&Aに着手した事業者の声】

- 後継者不在の地元企業の事業承継のために初めてM&Aに着手したが、顧問税理士から、M&A実施後に簿外債務等が発生して損失を被る可能性があることを聞かされ、その準備のために準備金を積み立てた。
- 専門的な知識が必要となるデューデリジェンスに対して、多くのコストをかけることができず、簿外債務や偶発債務の発生リスクについて、懸念がある。
- M&A実施後、事前に行っていたデューデリジェンスでも見つけられなかった簿外債務が発覚し、想定外のコストが発生した。

# 中小法人の交際費課税の特例の延長（法人税・法人住民税・事業税）

延長

- 租税特別措置法上、**交際費等※については、損金不算入が原則**。
- １人あたり5,000円以下の飲食費は、「交際費等」から除外（損金算入可）。企業の活力の強化等を図る観点から特例措置（以下①、②）が設けられている。
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費で、当該措置は非常に重要**であり、**定額控除限度額（800万円）までの全額を損金算入可能とする特例措置（以下①）の適用期限を延長する**。

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。

現行制度 【適用期限：令和５年度末まで】

**① 交際費等を800万円までは全額損金算入できる特例措置〔中小企業のみ〕**

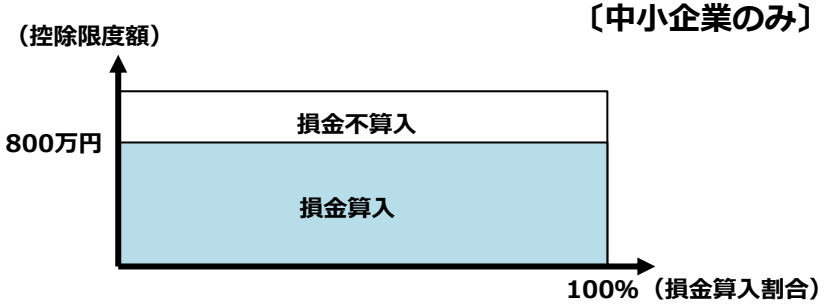


② 飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置〔中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下）〕

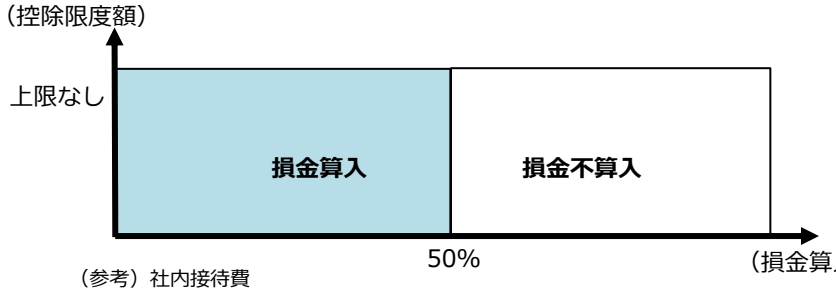


（参考）社内接待費
専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用

※中小法人については、上記特例措置①と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（②）との選択適用が可能。

要望内容

○上記特例措置①の適用期限を２年間延長する。（令和７年度末まで）

# （参考）中小法人の交際費課税の特例

- 中小法人全体の交際費等支出額及び損金算入額は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和２～３年度は減少しているものの、令和元年度まで増加傾向。
- **多くの中小企業が、既存の顧客との取引を維持・拡大するため、また商慣行等により交際費支出が必要と認識**しており、**交際費等は中小法人の事業活動の継続に不可欠**なものとなっている。

## 中小企業の交際費等支出額の推移等

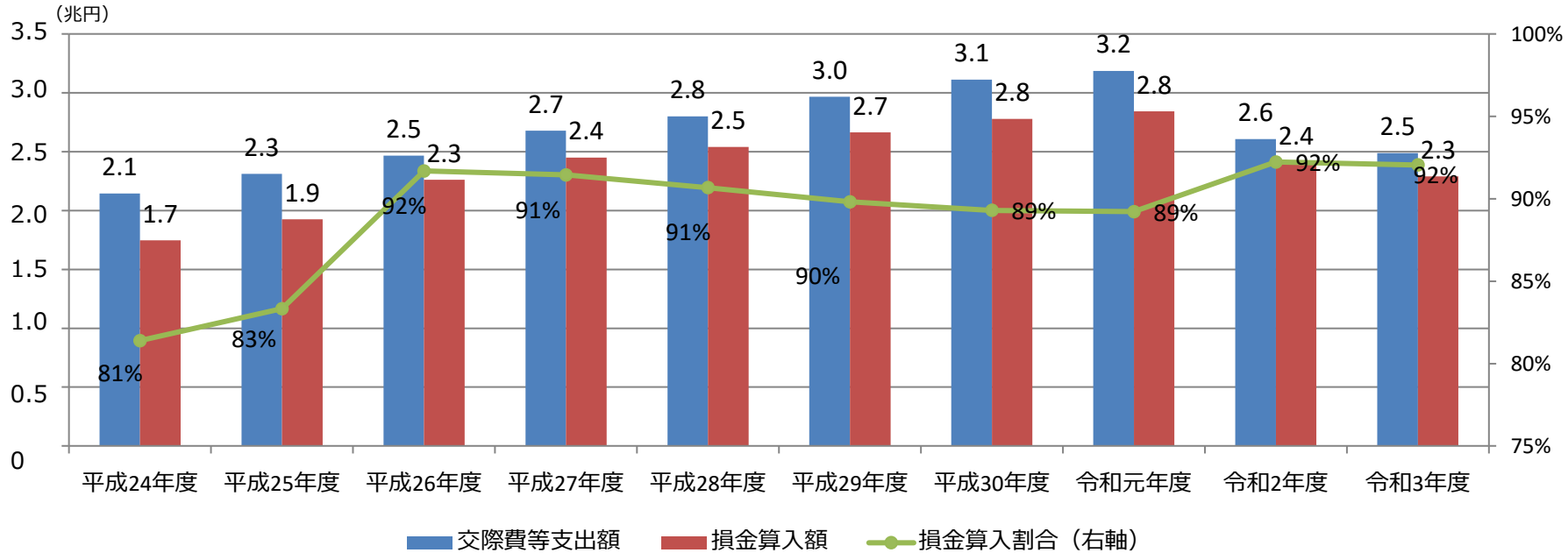


※１　平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

※２　平成26年度改正で、定額控除限度額（800万円）までの損金算入又は飲食費50%までの損金算入の選択適用となった。

※３　活用件数の推移　コロナ前 約232.7万件（平成30年度）→コロナ禍 約233.7万件

（出典）国税庁『会社標本調査』より中小企業庁にて作成

## 本税制措置に関する中小企業の声

- 人脈構築のために、取引先等との会食が多く交際費が必要。
- 商慣行による付き合いで、お中元やお歳暮等の慶弔費の支出が必須。

# 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

延長

（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

- 中小企業者等が**30万円未満の減価償却資産を取得**した場合、**合計300万円までを限度**に、**即時償却（全額損金算入）**することが可能。
- ①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の**適用期限を2年間延長**を行う。

現行制度 【適用期限：令和５年度末まで】

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く

| | 取得価額 | 償却方法 | |
|---|---|---|---|
| 中小企業者等のみ | 30万円未満 | 全額損金算入（即時償却） | ← 合計300万円まで |
| 全ての企業 | 20万円未満 | 3年間で均等償却※1（残存価額なし） | 本則※2 |
| | 10万円未満 | 全額損金算入（即時償却） | |

※１ 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1／3ずつ損金算入することが可能。
※２ 本則についても、適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産が除かれる。

要望内容

○適用期限を２年間延長する。（令和７年度末まで）

# （参考）中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、**約66万社の中小企業**が本税制措置を活用。

## ○適用社数・適用金額の推移

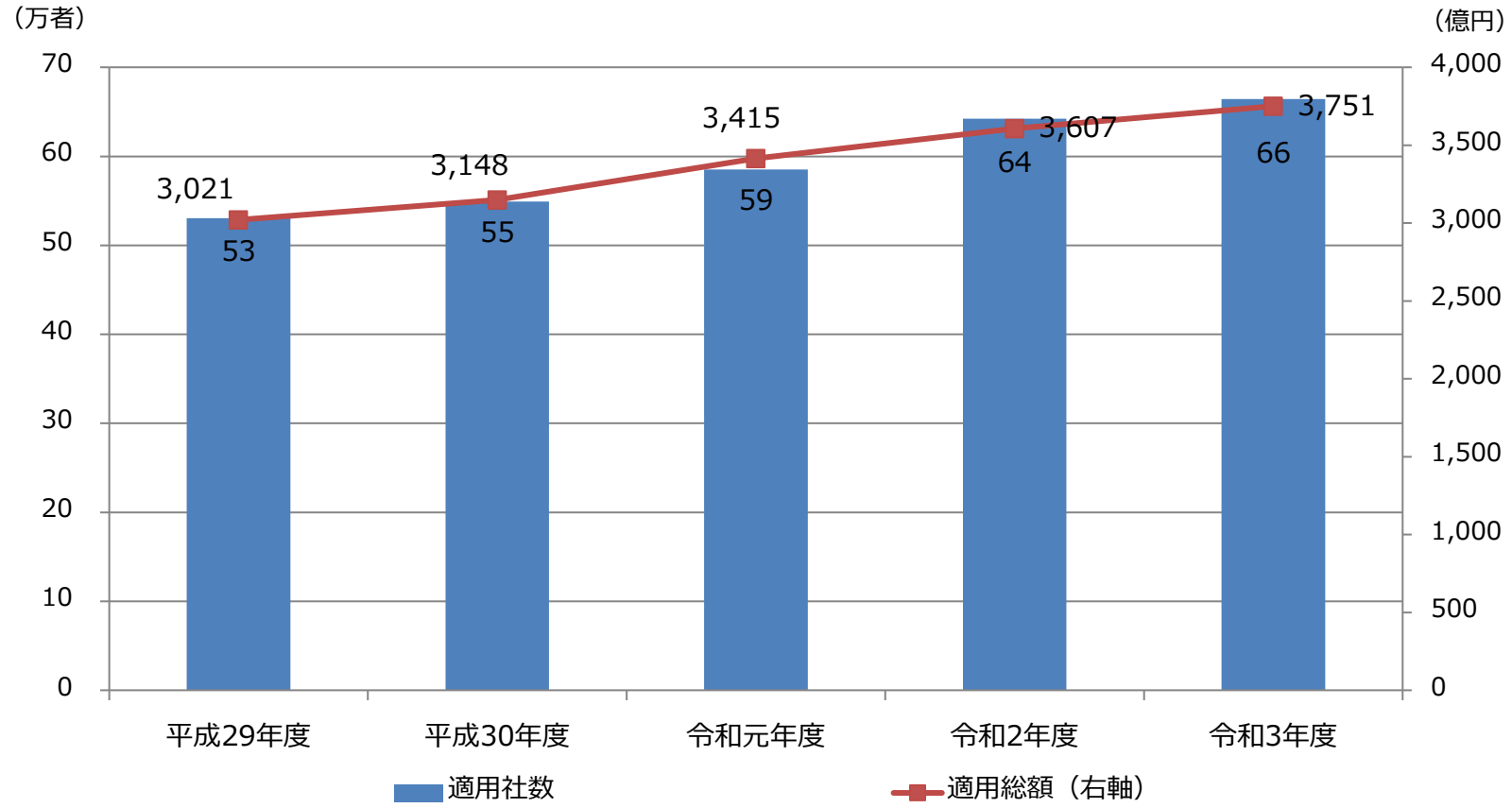


（出典）租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

# 外形標準課税のあり方（事業税）

その他

- 事業税の外形標準課税は、大法人（大企業）に導入されており、令和５年度与党税制改正大綱において、「減資や組織再編への対応として、実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する」こととされている。
- 利益が生じていなくても**賃金に対して課税**されるものであり、**構造的・持続的な賃上げを実現する**ためにも、**中小企業の賃上げの取組に影響しないよう、見直しにあたっては慎重な検討が必要**。

## 令和５年度与党税制改正大綱

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方等
（３）外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金１億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

外形標準課税の対象法人数は、資本金１億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約３分の２まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を１億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

その上で、**今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う**。

## （参考）外形標準課税の概要

- 法人事業税（地方税）の税体系において、**「付加価値割」・「資本割」**という２種類の外形標準課税の方式が存在。**資本金１億円超の法人**に対して導入されている。
- **付加価値割**は**主に支払賃金の額に対して課税**し、**資本割**は**資本金等の額に対して課税**する。

**○資本金１億円超の法人（税法上の大企業）**
**⇒ 所得割＋外形標準課税（＝付加価値割＋資本割）**

**○資本金１億円以下の法人（税法上の中小企業）**
**⇒ 所得割のみ（利益に応じて課税）赤字ならゼロ**

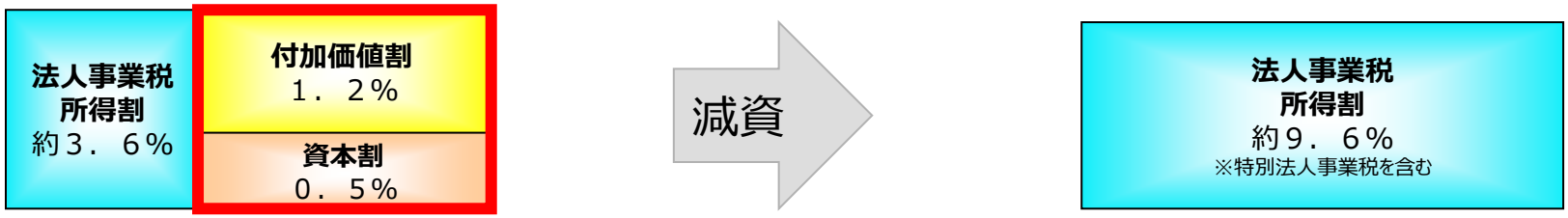


**付加価値割 ⇒ 支払賃金などの額に応じて課税する方式。赤字企業であっても課税**

**付加価値割 ＝** ［収益配分額（報酬給与額※＋純支払利子＋純支払賃借料） ＋ 単年度損益］ **×１．２%**

**資本割 ⇒ 資本金等の額に応じて課税する方式。赤字企業であっても課税**

**資本割 ＝ 資本金等（税法上の資本金等の額±無償増減資）の額 × 0.5%**

# Ⅳ. 経済のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

# 国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し（消費税、地方消費税）

その他

- 近年、デジタルサービス市場が拡大しており、プラットフォームを介して国内外から多くの事業者が市場に参入している。こうした**デジタルサービスに係る消費税の納税義務はプラットフォームの背後にいるサプライヤーにある**が、**国内に拠点を持たない国外事業者も数多く存在し、納税義務者の捕捉や調査・徴収に課題**がある。
- **国内外事業者の事業者間における課税の公平性**や**競争条件の中立性確保**の観点から、**国境を越えたデジタルサービスに対する課税のあり方について検討**する。

要望内容

○国外事業者に代わってプラットフォーム運営事業者が消費税を納税するプラットフォーム課税の導入
○国外事業者における事業者免税点制度の見直し

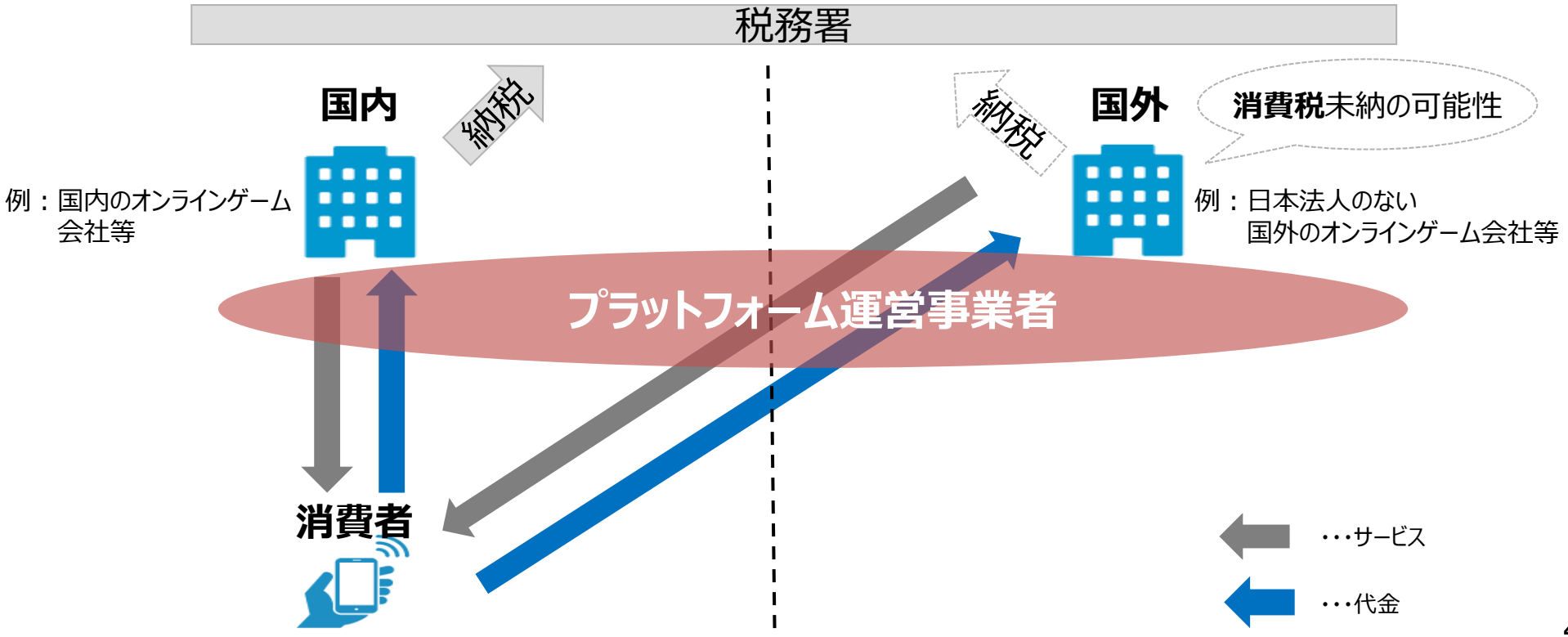

## （参考１）モバイルアプリ市場規模の状況

- モバイルアプリの市場規模については、**<u>オンラインゲームを中心に年々拡大</u>**。2015年当時、モバイルアプリ売上高が68億ドル（9,316億円）であったところ、**<u>2024年には387億ドル（５兆3019億円）にまで拡大する（約5.7倍）</u>**と予想されている。
- 2021年のアプリストアにおける**<u>売上ランキングTOP50の30～40%が海外タイトル</u>**との指摘もある（JOGA オンラインゲーム市場調査レポート2022）。

モバイルアプリ売上高（BtoC取引）の推移

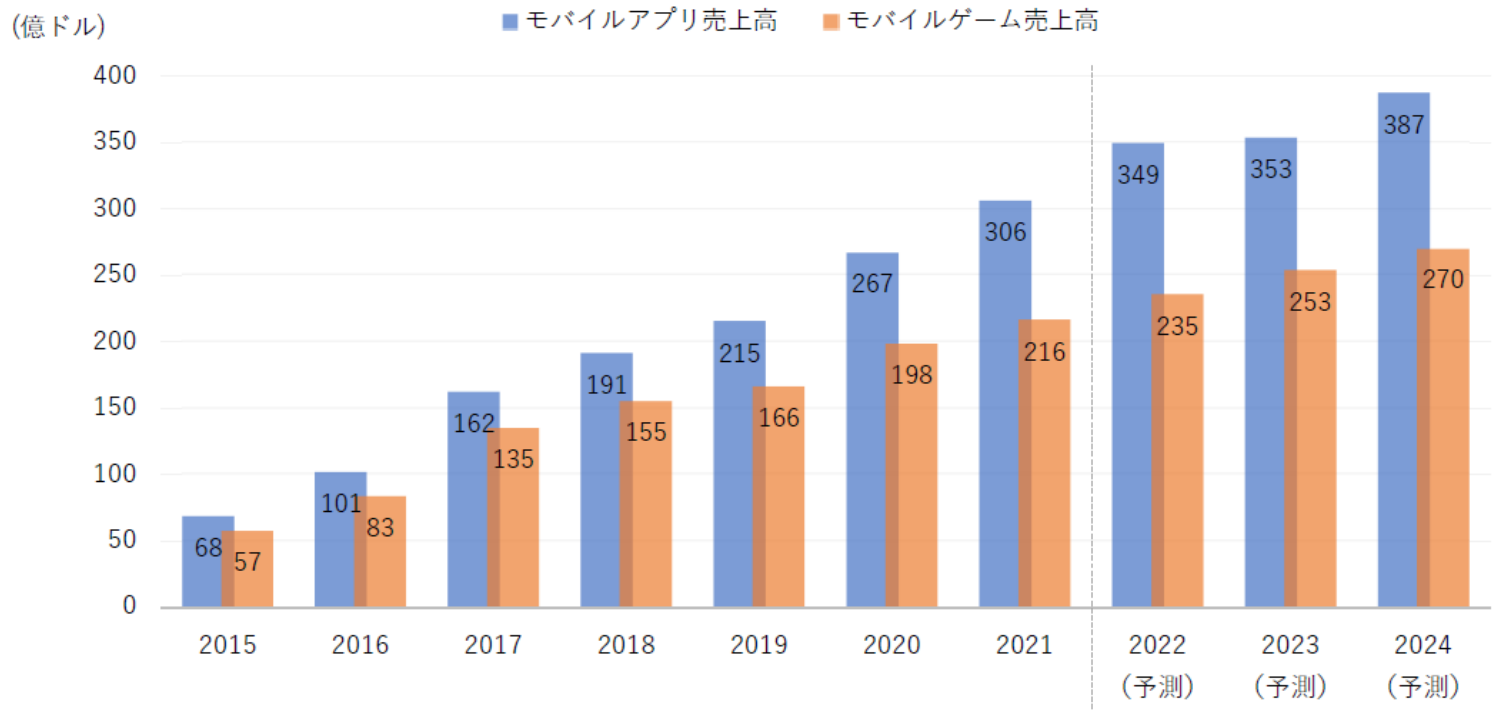


出典：2015年・2016年は「令和２年版情報通信白書」（総務省）より作成、2017年～2024年は「令和４年版情報通信白書」（総務省）より作成
備考：邦貨換算レートは、１ドル＝137円（裁定外国為替相場：令和４年９月中適用）

## （参考２）事業者免税点制度の概要

- 現行の事業者免税点制度では、基準期間（２年前の課税期間）における**国内の課税売上高が1,000万円以下の事業者**については、小規模事業者の事務処理能力や徴税コスト等を踏まえて、**消費税の納税義務が免除**されている。
- ただし、事業者の事務処理能力等を踏まえ、**下記の特例に該当する場合、事業者免税点制度を適用しない**。

事業者免税点制度の特例

| | **特例の内容** |
|---|---|
| **特定期間の特例** | 特定期間（前年上半期）の**国内の課税売上高**又は**給与（居住者分）の合計額**（選択適用可）が**1,000万円超**の場合 |
| **新設法人の特例** | **資本金等が1,000万円以上**<br>※国外事業者については、日本で登記された資本金等に基づいて初年度の資本金等を判定。 |
| **特定新規設立法人の特例** | 基準期間における**国内の課税売上高が５億円超**の法人等が設立した資本金等1,000万円未満の法人 |

# 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応（法人税・法人住民税・事業税）

拡充

## 要望内容

- 2023年後半に公表予定である多数国間条約等の規定を基に、市場国への新たな課税権の配分（第１の柱）に係る国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。
- 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的とした**グローバル・ミニマム課税（第２の柱）については、令和5年度税制改正において、一部が法制化された。令和6年度税制改正においても同制度の更なる法制化が見込まれるが**、対象企業に事務負担が新たに生じることから、**同制度の簡素化や明確化等により、企業への過度な事務負担の防止を図る**。

市場国への新たな課税権の配分

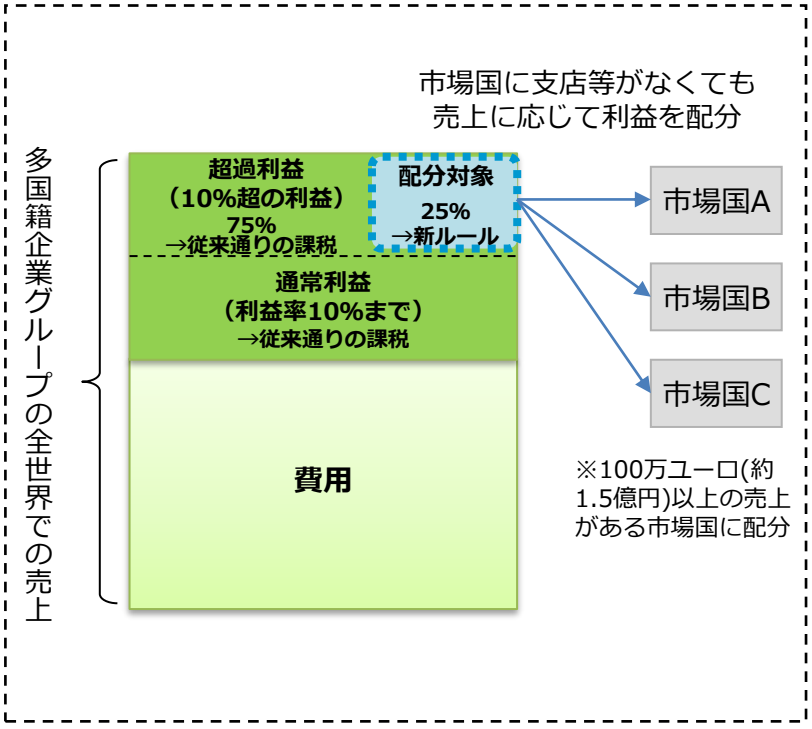


グローバル・ミニマム課税の全体像

令和5年度改正

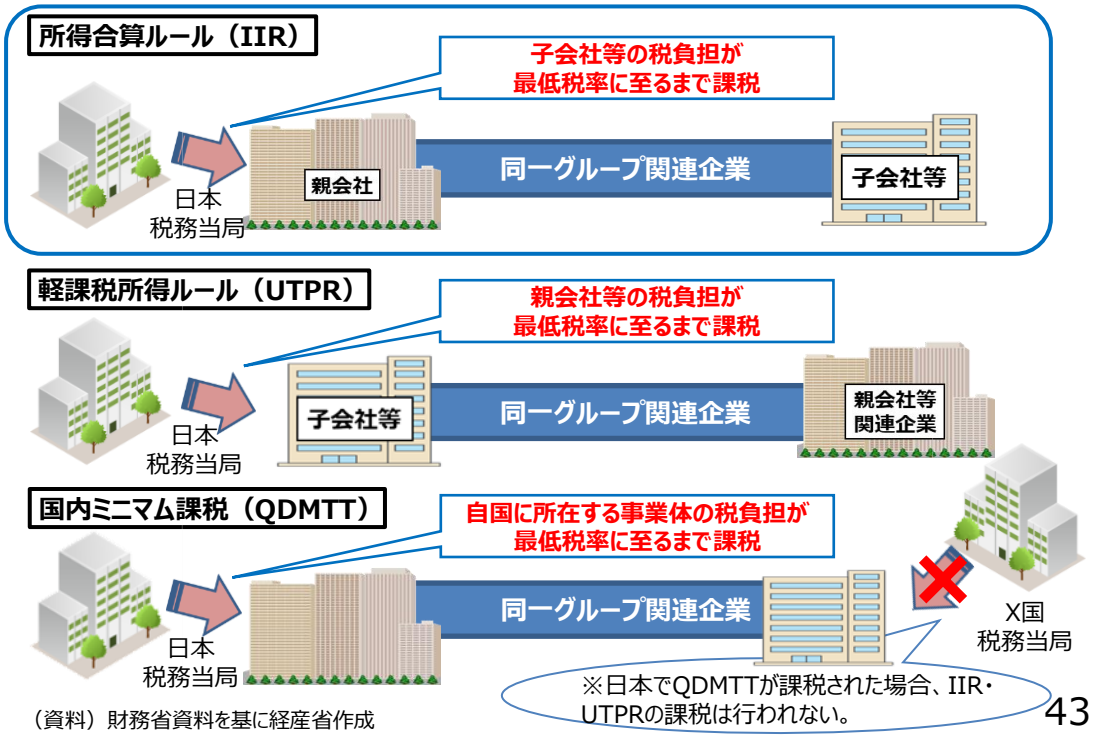


（資料）財務省資料を基に経産省作成

# （参考）国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20において、**①市場国への新たな課税権の配分、②グローバル・ミニマム課税**について、最終合意が実現。　※①市場国への新たな課税権の配分は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国国内法の改正によって実施。
- **①は、2023年後半に多数国間条約の公表、同年末までに署名、2025年中の発効が目標。**
- **②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度税制改正にて、令和6年4月以後に開始する会計年度を対象として、一部法制化済み。**今後OECDで議論される事項は**令和6年度税制改正以降の法制化を検討する**ことが税制改正大綱に明記。

| **①市場国への新たな課税権配分** | 市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する |
|---|---|

①全世界売上高200億ユーロ（約2.9兆円）超かつ利益率10%超※

※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外

②超過利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分

③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向　等

| **②グローバル・ミニマム課税** | 一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み |
|---|---|

①最低税率は15%

②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,100億円）以上

※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は901グループ（令和3年7月～令和4年6月実績（令和５年１月国税庁発表））

③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり）等

# 外国子会社合算税制の見直し（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

拡充

- 外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とした**外国子会社合算税制（CFC税制）については、グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、産業界から事務負担軽減の要望が大きい**。令和5年度税制改正では、両制度の対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、CFC税制の見直しを一部実施した。
- 令和6年度税制改正において見込まれる更なるグローバル・ミニマム課税の法制化を踏まえて、**CFC税制の更なる簡素化を行い、企業の事務負担を軽減する。**

**グローバル・ミニマム課税（全世界売上が7.5億ユーロ（約1,100億円）以上の多国籍企業が対象）**
・外国子会社毎に国際ルールに基づき所得、税額を算出し、所在地国単位で実効税率を計算
・軽課税国に所在する外国子会社の税負担が最低税率（15%）を下回る場合、外国子会社の税負担の不足分を、本国で合算課税

事務負担の増加

| 要望内容 | 現状の課題 | 見直し案 |
|---|---|---|
| **①確認対象企業の絞り込み・簡素化** | • 米国外国関係会社の判定の際には複雑な州税計算を要する等、CFC税制の対象となるか否かについて確認が必要。 | • **確認対象企業の絞り込み・簡素化**を行う。 |
| **②経済活動基準の簡素化** | • 経済活動基準の判定に事務負担が生じている。 | • **経済活動基準の判定を一部簡素化**する。 |
| **③CFC税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関係整理** | • CFC税制において手続き期間が十分に確保されないケースが存在する。<br>• グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、両制度の申告時期等の実務上の取り扱いについて明確化を要する部分がある。 | • **両制度で密接に関わる手続き等について、国際的な議論も踏まえつつ簡素化・明確化等**を行う。 |
| **④両制度間における情報の利活用** | • グローバル・ミニマム課税とCFC税制それぞれで独立した数値計算等を行う必要がある。 | • 両制度で**必要となる情報を利活用**する。 |

# （参考）現行の外国子会社合算税制の概要

- 外国子会社合算税制（CFC税制）とは、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、外国子会社の活動実態に基づかない所得を日本親会社等の所得とみなして課税する制度。

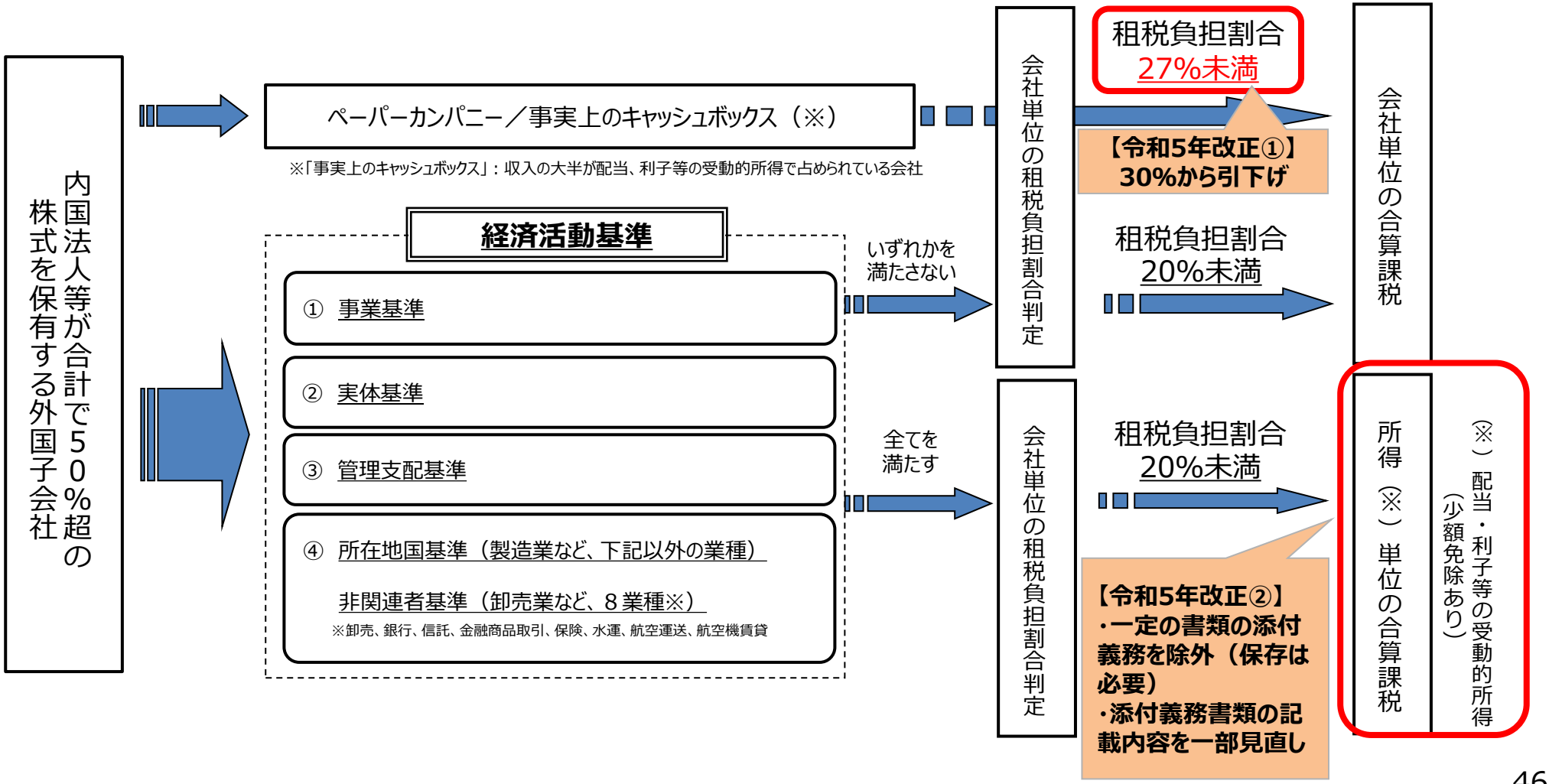

# Ⅴ．GXの実現に向けた、強靱なサプライチェーンの構築

# 海外投資等損失準備金の延長（法人税・法人住民税・事業税）

延長

- 資源のほぼ全量を輸入に依存する我が国において、**資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには**、いわゆる**自主開発の推進を図ることが極めて重要**。
- 本制度は、**リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認める**ことにより、**投資の維持・促進を図る**もの。

## 現行制度

【適用期限：令和５年度末まで】

○海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合（※）の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。
※探鉱法人の場合は出資額の50%、開発法人の場合は出資額の20%

【対象】
石油、天然ガス、金属鉱物

【準備金の取崩し方法】
・プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
・プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、６年目以降、５年間に渡って均等で取崩す。

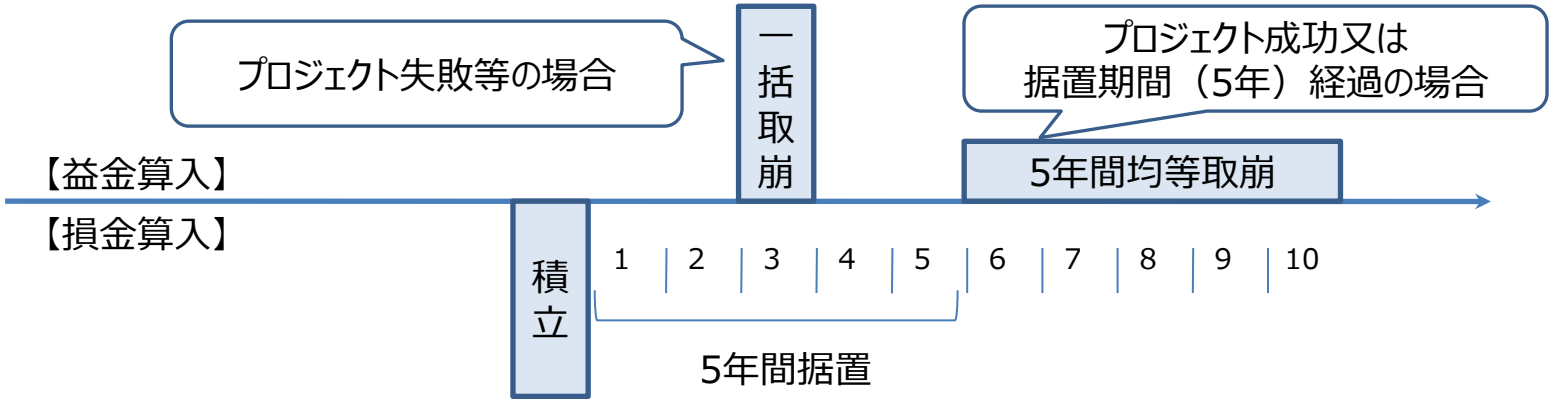


## 要望内容

○適用期限を２年間延長する。（令和７年度末まで）

# （参考１） IEAのSTEPSシナリオとAPSシナリオ／G7首脳声明におけるガス部門投資の必要性

- IEA（国際エネルギー機関）の最も起こりうる確率の高いシナリオ（**STEPSシナリオ**）や、より野心的なシナリオ（**APSシナリオ**）では、天然ガスの需要は横ばいか、減少しているものの、**既存ガス田の減少を補うためには、さらなる上流投資が必要**となる。
- **G7首脳声明**（2023年５月）において、エネルギー供給、ガス価格及びインフレーション、人々の生活への世界的な影響に対処する観点に言及しつつ、**ガス部門への投資が**「現下の危機」及び**「この危機により引き起こされる将来的な（＝中長期的な）ガス市場の不足に対応するために」「適切であり得る」**ことを認識した。

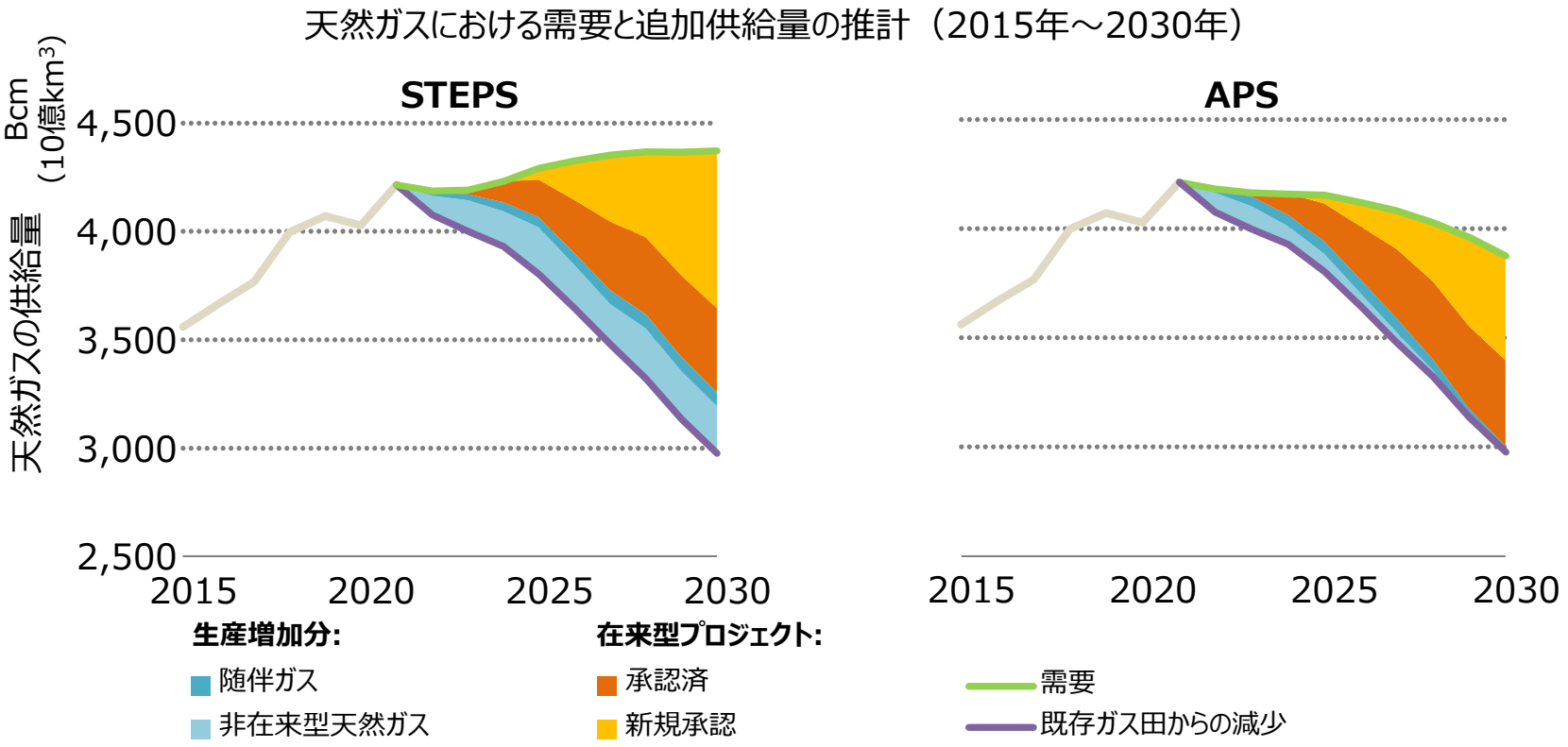


**The Stated Policies Scenario (STEPS)シナリオ**は、今日の政策設定によって示唆される軌道を示す。
**The Announced Pledges Scenario（APS）シナリオ**は、政府が発表した全ての意欲的な目標が、長期的なネットゼロやエネルギーアクセスの目標も含めて、期限内に完全に達成されることを想定している。

# （参考２）鉱業分野を取り巻く課題（海外鉱山開発をめぐる状況変化）

- 国内資源が枯渇する中、本邦資源開発企業が、安定かつ経済的な資源を確保するためには、海外鉱山経営に積極的に参画することが必要。
- 他方、**資源ナショナリズムの高まりや鉱山開発費用の上昇により、海外鉱山への出資比率は低下傾向**。
- 資源の安定供給のためには、資源ビジネスの実態を踏まえ、相応のリスクを取って鉱山経営を行い、日本への資源確保に寄与する事業者（**＝鉱石等を確実に日本に引き取ってくる事業者**）を積極的に支援することが必要。

## 鉱山開発費用（初期投資額）の上昇

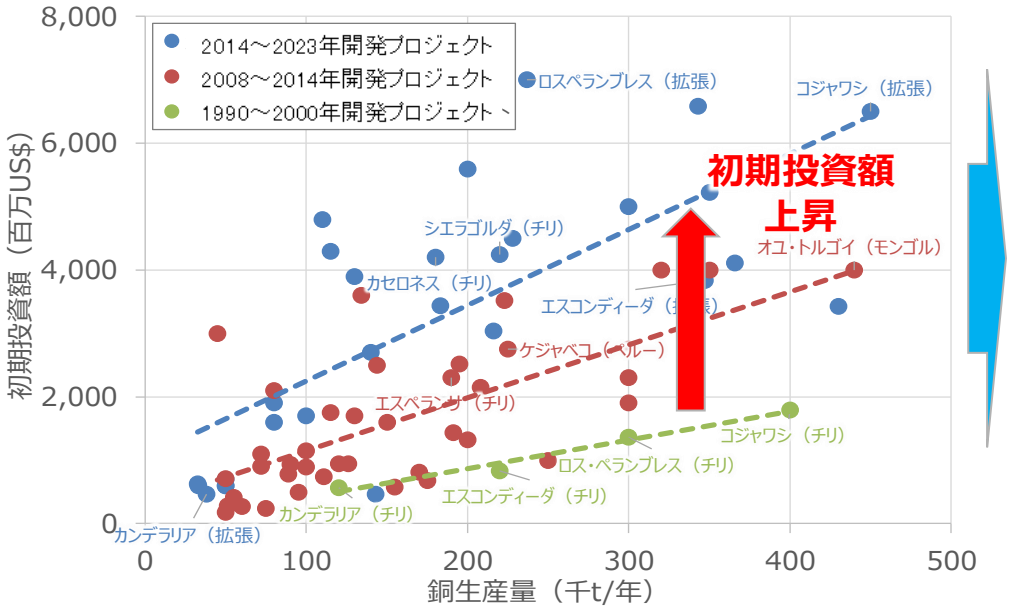


出典：公表データに基づき、JOGMEC作成

## 本邦企業による海外での鉱山経営への参画状況

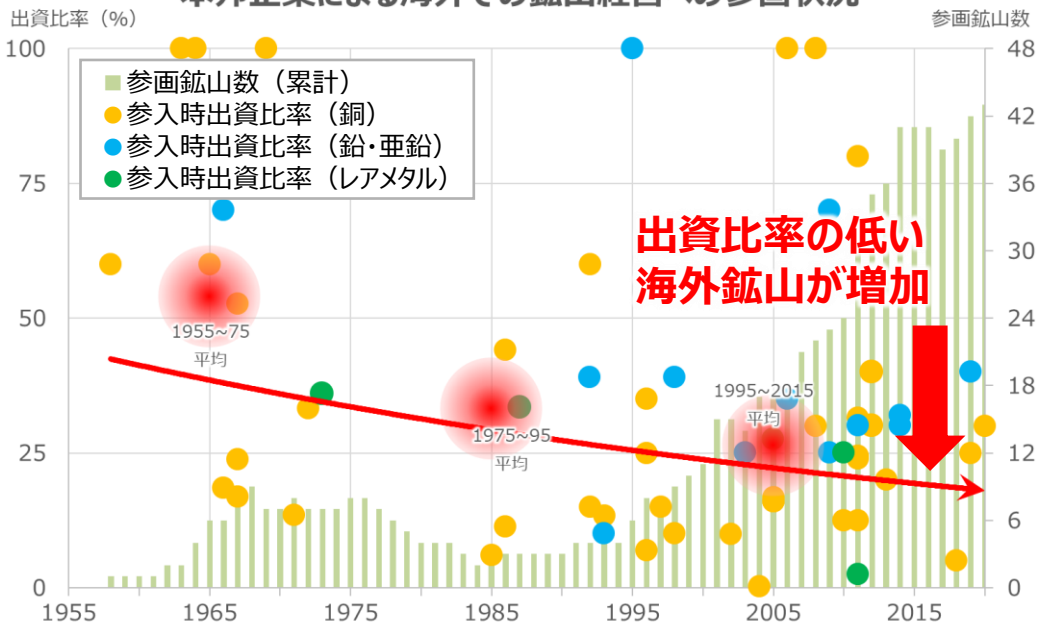


出典：公表データ等に基づき、経済産業省作成

# 自動車関係諸税のあり方の検討（自動車重量税、自動車税、軽自動車税）

その他

- 自動車関係諸税について、**「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献**するものとするとともに、**自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がり**や**保有から利用への移行**等を踏まえつつ、**受益と負担の関係**も含め、**公平・中立・簡素な課税のあり方**について、中長期的な視点に立って検討を行う。

『令和５年度税制改正大綱』（令和４年12月23日）

第三　検討事項

５　自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

# （参考１）自動車産業の重要性・国際競争の激化

- 自動車産業は**550万人の雇用**を支え、**約15兆の外貨を稼ぎ**、また、**他産業への波及効果も大きいなど**、まさに**日本経済を支える大黒柱**。
- **「グリーン化」**と**「デジタル化」**の大きな潮流の下、世界各国が自動車の**GX/DX投資を囲い込み**。
- この国際競争を勝ち抜くことは、一産業に留まらない**日本の将来を左右する問題**。**政策総動員が必要**であり、**税制のあり方もその中で検討**を深める必要。

## 自動車産業の規模

| | | |
|---|---|---|
| 雇用 | 約550万人 | 全就業人口の約１割 |
| 出荷 | 約60兆円 | 製造業の約２割 |
| 輸出 | 約15兆円 | 輸出総額の約２割 |
| 設備投資 | 約1.2兆円 | 製造業の約２割 |
| 研究開発 | 約４兆円 | 製造業の約３割 |

## 他産業への影響

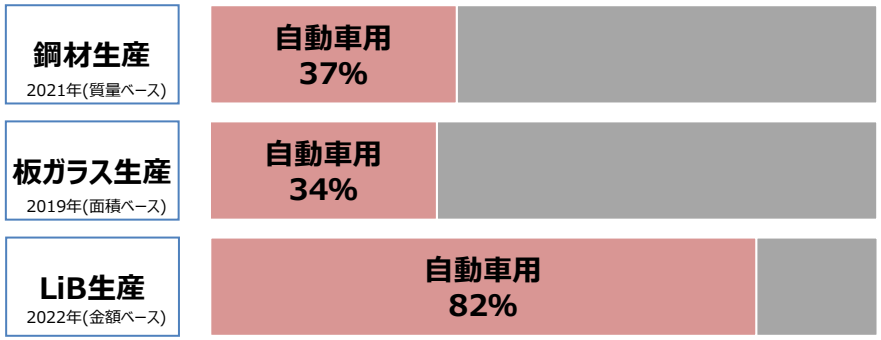


## 諸外国の投資囲い込み

**アメリカ**
- ○電池・材料製造、リサイクル支援：8,000億円
- ○EV等購入税額控除（北米最終組立て要件等）：最大7,500ドル

**EU**
- ○工場立地・研究開発支援：8,000億円
- ○電池の規制で域内への立地誘導

**中国**
- ○電池工場等の立地促進（税制優遇、自治体による各種支援）
- ○EV等の自動車取得税の減免措置（2027年末まで）

**韓国**
- ○自動車メーカーによる約9.6兆円超の投資を税制優遇
- ○重要部品の技術自立化支援

（出典）日本自動車工業会、日本鉄鋼連盟、生産動態統計のデータを基に経済産業省作成

## （参考２）検討の方向性

- 令和５年度税制大綱を踏まえ、下記のような論点について、骨太な検討を引き続き進める。

短期
中期

### 市場の活性化、カーボン・ニュートラルの実現に向けた取組の加速

自動車業界の世界的な競争の激化に対峙する中、**カーボン・ニュートラル実現に加え、新たなモビリティ社会の早期実現**に向けた国内市場の活性化策の早期に検討

- カーボンニュートラル実現に向けた取組の促進や国内市場の活性化のため、環境性能の良い車への買替え促進
- 取得時の負担の軽減：電動車の普及を促進するとともに、国内市場を活性化
- 保有課税全体の環境性能化：車両の低炭素化の技術進化を促すとともに、新陳代謝による国内市場の活性化

長期

### 「新たなモビリティ社会」の姿を踏まえた見直し

新たなモビリティ社会の姿を踏まえた抜本的見直しとして、**受益と負担の関係も含め**、課税のあり方の見直しを検討

- 「新たな社会」における変化の具体化（保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた受益者の広がり、GX/DX技術の普及状況等）
- これを踏まえた課税体系の抜本見直し（受益の広がりを踏まえた課税体系の見直し等）

# 電気・ガス供給業の収入金課税の見直し（事業税）

新設

- 法人事業税は、**通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税**される一方、**電気・ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税**される仕組みとなっている（**収入金課税**）。
- **令和２年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直し**が行われたものの、**収入金課税の仕組みは存続**。強靭なエネルギーサプライチェーンを構築する観点から、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を**他の事業と同様の課税方式に見直すことが必要**。
- このため、令和５年度税制改正の**与党税制改正大綱 第三 検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」ことが明記された。**

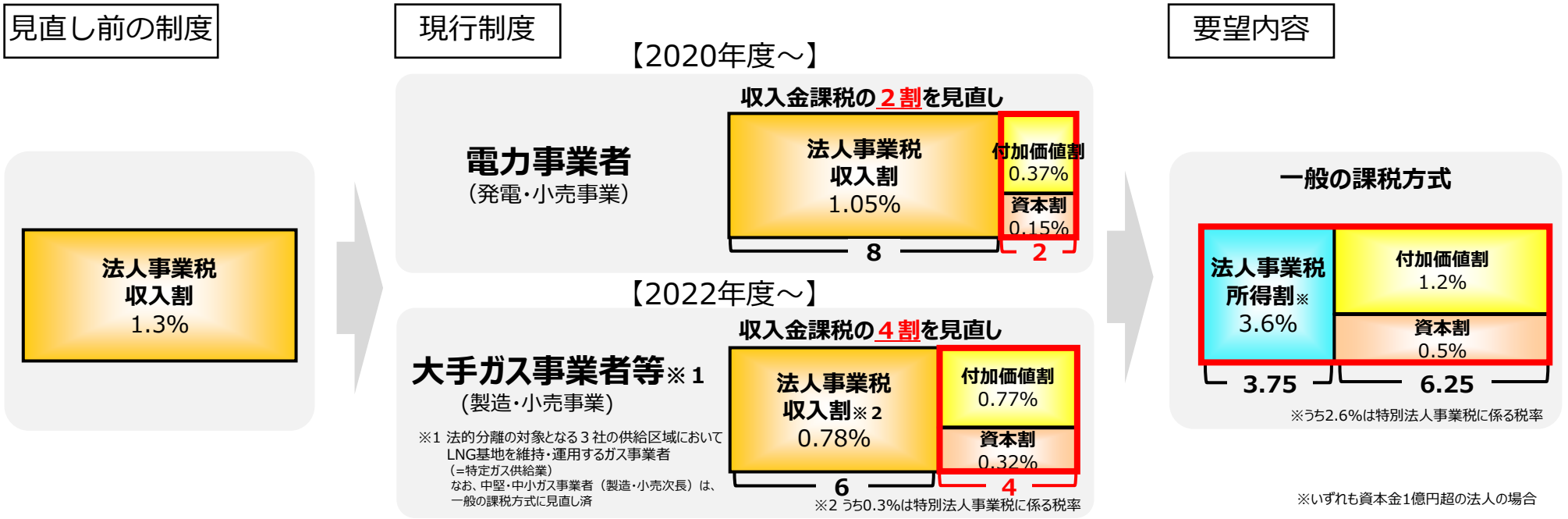


**令和５年度与党税制改正大綱 第三 検討事項（抜粋）**

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

# Ⅵ. 制度整備･改善

# Ⅵ． 制度整備・改善

## ● 償却資産課税の見直し（固定資産税）

国際的に稀で、設備投資コストの上乗せとなる償却資産に係る固定資産税について、事業者の固定資産税の負担状況等を踏まえ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

## ● 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

## ● 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

## ● 原料用途免税の本則化（揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化について、引き続き検討する。

## ● 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置（所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税）

GX推進法に基づき創設される「GX推進機構」について、税法上の所要の措置を講ずる。

# Ⅵ． 制度整備・改善

## ● 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する令和6年度新規補助事業、並びに経済安全保障推進法に基づきNEDO及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が実施する安定供給確保支援業務を適用対象に追加する。

## ● 電力広域的運営推進機関が行う金銭貸付業の収益事業からの除外（法人税、法人住民税、事業税）

電力広域的運営推進機関が広域系統整備計画を実施する事業者に対して行う金銭貸付について、法人税法施行令において収益事業に該当しない金銭貸付業として位置付ける。

## ● 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

## ● 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

経済のデジタル化等を踏まえ、企業の事務負担軽減及び生産性向上に資するよう、申告・納税等に係る税務手続について、一層の電子化の推進も含め、利便性の高い制度及び運用とする。

## ● 高度外国人材の受入れ拡大に向けた検討

「高度外国人材の受入れ拡大」の政策的重要性に鑑み、関係省庁とも連携のうえ、産業界のニーズや課題を抽出し、受入れ拡大に資する施策を包括的に検討する。

# Ⅵ．制度整備・改善

## ● 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべく、その内容や交渉相手国の選定について具体的に検討する。

## ● リース会計基準の変更に伴う所要の措置（所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、地方消費税）

ASBJが本年5月に公表した「リースに関する会計基準（案）」のとおり会計基準が変更される場合には、企業の負担ができるだけ生じないようにする等の所要の措置を講ずる。

## ● 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

# Ⅶ. 新設･延長･拡充

# Ⅶ． 新設・延長・拡充

## ● 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

環境基本法で定める環境基準を達成・維持するため、水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準が適用されている事業者が設置する公害防止施設に対する固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長（２年間）を図る。

## ● 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるため、再生可能エネルギー発電設備について、新たに賦課される年度から３年度分に限り、課税標準となるべき価格に一定の割合を乗じて固定資産税を軽減する措置について、地域と共生した再エネを促進するための所要の見直しを講じた上で、適用期限の延長（２年間）を行う。

## ● 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）

製品の安定供給を通じた我が国産業の発展、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保、中小企業の経営の安定を通じた地域経済の発展、雇用の確保を図る観点から、軽油引取税の課税免除措置について、適用期限の延長（3年間）を図る。

## ● 電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、容量市場における小売電気事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる容量拠出金について、小売電気事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置（恒久）、及び電源入札等における一般送配電事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる電源入札拠出金について、一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置（恒久）を創設する。

## ● 電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

分社化に伴い、グループ会社となった電気事業者間の取引に際して発生する料金のうち 、電気の安定供給の確保のためにやむを得ず行わなければならないと経済産業大臣が承認した取引の料金について、電気事業者の課税標準たる収入金額から控除する措置の適用期限の延長（５年間）を図る。

# Ⅶ． 新設・延長・拡充

## ● 電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、発電側課金制度の導入に伴い、発電事業者が一般送配電事業者等に対して支払うことが新たに義務づけられる発電側課金について、発電事業者の課税標準たる収入金額から控除する等の措置（恒久）を創設する。

## ● 日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、電気事業者が卸電力市場を介して同一法人内で電力取引を行う際に発生する電気事業者が一般社団法人日本卸電力取引所に支払う金額のうち自己約定相当分について、電気事業者の課税標準たる収入金額から控除する措置を恒久化する。

## ● 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長（登録免許税）

産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画に従って行う合併、会社の分割等に伴い生ずる登録免許税の軽減措置について、中堅・中小企業等のグループ化を促進するための措置等を講じるとともに、適用期限を３年間延長する。

## ● 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく不動産の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限を２年間延長する。

## ● 技術研究組合の所得の計算の特例の延長（法人税）

技術研究組合が組合員からの賦課金をもって取得した試験研究用資産の圧縮記帳を行った場合に減額した金額を損金に算入する措置について、適用期限を３年間延長する。

# Ⅶ．新設・延長・拡充

## ● 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（登録免許税、不動産取得税）

認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税、事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限を２年間延長する。

## ● 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

公的金融機関等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする措置の適用期限は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付が延長された場合には、当該実行期限まで延長する。

## ● 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長（登録免許税）

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限を２年間延長する。

# Ⅷ. 共同要望（他省庁主管）

# Ⅷ．共同要望（他省庁主管）

## ● 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長（固定資産税、都市計画税）

土地に係る固定資産税について、①現行の負担調整措置、②市町村等が一定の税負担の引下げを可能とする条例減額制度の適用期限の延長（３年間）を図る。

## ● 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長（固定資産税）

東日本大震災に起因して取得又は改良した被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長（２年間）を図る。

## ● 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置の延長（固定資産税）

省エネ改修等が行われた住宅について、固定資産税を軽減する特例措置の適用期限の２年間の延長を行う。

## ● 沖縄電力が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長　（固定資産税）

沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、適用期限の延長（３年間）を図る。

## ● 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長（石油石炭税）

沖縄における電気事業が、地理的・地形的・需要規模の制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限を3年間延長する。

## ● 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置の拡充及び延長（所得税）

省エネ改修等が行われた住宅について、所得税を軽減する特例措置の適用期限の２年間の延長等を行う。

# Ⅷ．共同要望（他省庁主管）

## ● 特定の資産（被災区域の土地等）の買換えの場合等の譲渡所得に係る特例措置の延長（所得税、法人税）

資産の買換え等を促進し、被災地の産業の復興を支援するため、被災区域内にある土地等を譲渡をし、被災区域にある土地等を取得をした場合等の特例措置について、適用期限の延長（2年間）を図る。

## ● 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することにより、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

## ● 特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等に係る特例措置について、適用期限の延長（２年間）を図る（償却率等は実態等を見極めて検討）。

## ● 外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方の検討（消費税、地方消費税）

外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性向上や免税店事業者の手続きの簡素化、国内における転売目的利用による不正対策等の観点から、関係省庁と連携の上、検討を行う。

## ● 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長（登録免許税）

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素住宅の認定を受けた住宅等を新築又は取得した場合の登録免許税の軽減措置について、適用期限を２年間延長する。